



東久留米市公共下水道プラン — 第2次 —

～快適な住環境を支える持続可能な下水道～

令和3年2月

東久留米市

東久留米市公共下水道プラン-第2次- の策定にあたって



東久留米市の公共下水道事業は、昭和39年に滝山団地の区画整理事業とともに始まりました。その後人口急増期から河川の汚濁が進んだことで下水道整備に対する市民要望が多く、また国を上げての下水道の普及が叫ばれたこと等もあり、下水道の整備に力を注いでまいりました。この結果、平成15年度末には汚水整備が概成し、市内全域で水洗トイレが使える環境が整う等、衛生的で快適な生活が送れるようになりました。それまで汚れていた河川の水質は見違えるように改善し、市民が親しめる河川環境となってきたことは下水道事業の大きな成果でありました。

黒目川、落合川の河川環境は、多くの市民ボランティア活動と下水道の整備により格段に改善され、「落合川と南沢湧水群」は、環境省で認定する「平成の名水百選」に東京都内では唯一選ばれました。

しかしながら、現在までに整備してまいりました下水道施設は更新時期を迎え、整備促進から管理運営の時代となってきています。また近年、大規模地震の発生や集中豪雨が頻発しており、市民生活を守るためにも、強靱なまちづくりに取り組む必要があります。

本プランは、「東久留米市公共下水道プラン（平成23年度～令和2年度）」に続く、今後10年間の下水道事業の方向性と段階的な取組を示すものとして策定しております。まちの将来像実現のため、「快適な住環境を支える持続可能な下水道」を基本理念とし、これまでの取組の継続に加え、老朽管渠の改築更新の本格化、災害への備えなど強靱なまちづくりに向けた取組を進めていきます。

また、下水道事業が持続的なものとなるよう、経営の視点からも効率化・健全化を進めていきます。

市民の皆さまのご理解のもと、「快適な住環境を支える持続可能な下水道」を目指し、適正な下水道事業の執行に努めてまいります。

令和3年2月
東久留米市長

並木克巳

第1章	東久留米市公共下水道プラン策定の背景と位置づけ	1
	1-1. 策定の主旨	2
	1-2. 計画の位置づけ	4
	1-3. 東久留米市公共下水道事業の概要	5
	1-4. 前プランの取組状況と本プランで 取組むべき課題	9
第2章	目指すべき将来像（基本理念と基本方針）と 施策のあり方	13
	2-1. まちの将来像と下水道が貢献するまちづくり	14
	2-2. 基本理念と基本方針	15
	2-3. 施策のあり方	17
第3章	具体的な施策	18
	3-1. 施策体系	19
	3-2. 施策内容	20
第4章	計画の推進	38
	4-1. 計画の進行管理及び評価・見直し	39
参考資料	資料編	41
	1. 本市の下水道を取り巻く環境に対する現状と課題	42
	2. 用語集	67
	3. 東久留米市公共下水道プラン策定経緯	76
	4. 東久留米市公共下水道プラン策定委員会設置要綱	78

第 1 章

東久留米市公共下水道プラン策定の 背景と位置づけ

1-1. 策定の趣旨

下水道事業は、生活環境の改善と浸水の防除を目的に始まり、その後、公共用水域の水質保全、処理水や汚泥の有効利用などの新たな役割を加えながら事業が推進されてきました。しかしながら、高度経済成長期に多く建設された施設は老朽化し更新時期を迎えています。さらに、人口減少や少子高齢化の進展に伴い経営状況は厳しくなることが想定されています。また、近年、東日本大震災や気候変動に伴う災害の発生や、地球規模での水質保全および水循環における問題が表面化しており、下水道事業が果たす役割はますます重要なものとなっています。

なお、本市の下水道を取り巻く環境としては、次が挙げられます。

視点①： 下水道の 充実・維持

本市の下水道事業は、昭和 39 年の事業着手以来整備が進められ、汚水処理人口普及率は 100%を達成しています。

下水道事業においては、整備促進から管理運営の時代となり、今後も引き続き下水道サービスの充実、維持を図っていく必要があります。

視点②： 災害への備え

近年、大規模地震の発生や集中豪雨が頻発し、大きな被害も発生しています。また、先に行なわれた市民アンケートでは、本市行政における重要施策として“災害対策の充実”に対する回答が多く、防災意識の高まりが伺えます。

本市の下水道事業においては、下水道施設の耐震性の確認に努めるとともに、東京都による河川整備とも連携し、市内の雨水整備事業に取り組んでいます。今後も、下水道として、市民生活を守る強靱なまちづくりの取組に貢献していく必要があります。

視点③： 水環境の保全

本市には、落合川と南沢湧水群が、東京都で唯一、環境省の「平成の名水百選」に選ばれるなど、多くの豊かな水環境が存在します。また、平成 23 年に「湧水・清流保全都市宣言」を宣言し、湧水と清流の保全に努めています。

本市の下水道事業においては、汚水処理事業及び親水事業等を通して、この市の貴重な財産の保全に貢献しており、今後も継続していく必要があります。

視点④：
下水道の安定
経営

下水道事業は、地方公営企業として、独立した経営が求められており、都市の経済活動や快適な市民生活等を支える下水道サービスの持続的、安定的な提供のためには、安定した下水道経営の実現が不可欠となります。

本市の下水道事業においては、整備されたストックの管理費用や改築更新投資等が必要であることや、将来的な人口減少による使用料収入の減少等が見込まれていることなどから、下水道経営の効率化・健全化に取り組んでいく必要があります。

本市ではこれまで、中・長期的な視点に立ち、今後10年間の下水道事業のあり方（方向性）を示す「東久留米市公共下水道プラン（計画期間：平成23年度から平成32年度まで）（以降、「前プラン」という）」を平成22年度に策定し、計画的な事業運営に努めてきました。

前プランの計画期間が終期を迎えることから、下水道事業を取り巻く環境に対応すべく、次期計画となる「東久留米市公共下水道プラン（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）（以降、「本プラン」という）」を策定しました。



図 1-1 沢頭湧水

1-2. 計画の位置づけ

本プランは、国土交通省の「新下水道ビジョン」や東京都の「下水道事業経営計画」など、国や都の施策を踏まえつつ、本市の上位計画である「東久留米市第5次長期総合計画」を踏まえ、下水道行政に対する関連計画として策定されたものです。

なお、本プランの計画期間については、「東久留米市第5次長期総合計画」の計画期間である、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

そのうち、最初の5年を前期計画、その後の5年を後期計画として、施策の優先度などを加味して各期間で行う施策を示します。

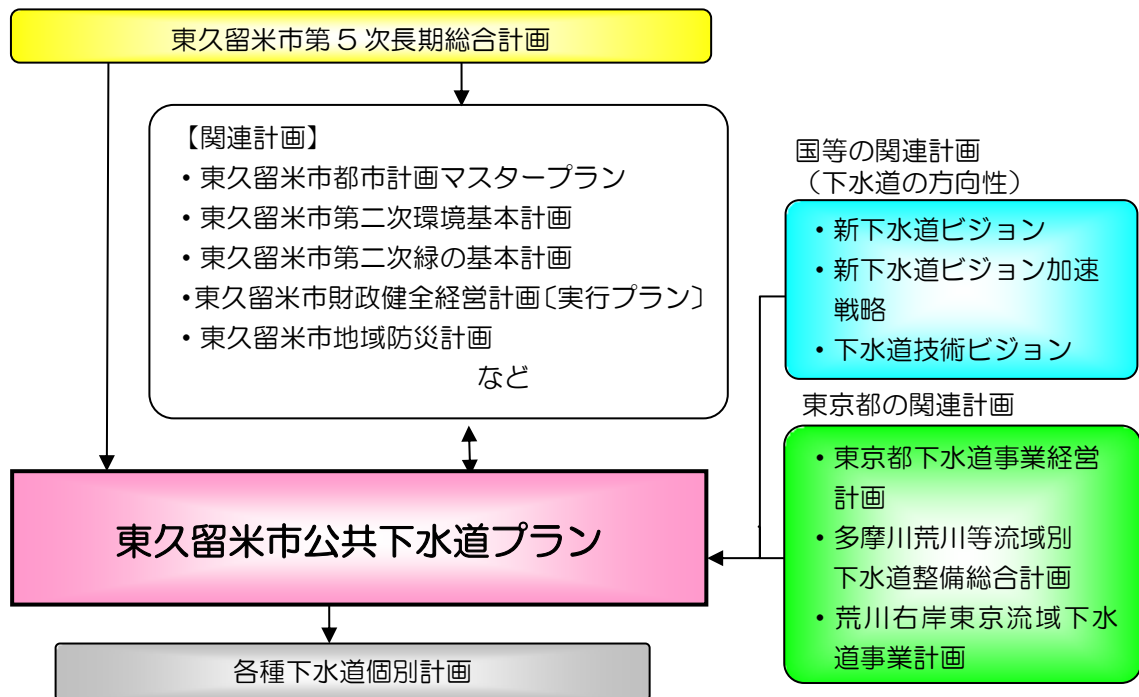


図 1-2 計画の位置づけ



図 1-3 計画期間

1-3. 東久留米市公共下水道事業の概要

(1) 汚水事業

本市の下水道事業は、昭和 39 年に滝山団地の土地区画整理事業とともに始まり、分流式下水道として、昭和 39 年 11 月に事業認可を取得し、昭和 43 年 6 月に供用を開始しました。

その後、東京都を事業主体とした「荒川右岸流域下水道計画」が具体化し、昭和 53 年より本市も流域関連公共下水道として整備を実施しています。

この流域下水道とは、2 つ以上の市町村から出る下水を集めて、処理するものです。荒川右岸東京流域下水道は、本市の汚水と、東村山市・東大和市・清瀬市・西東京市の大部分、武蔵野市・小金井市・小平市・武蔵村山市の一部の汚水を対象とし、東京都の清瀬水再生センターで処理され、柳瀬川に放流しています。



図 1-4 荒川右岸東京流域下水道（荒川右岸処理区）の概要

本市の汚水整備については、市内 1,292ha を 10 の処理分区に分け、それぞれの処理分区の汚水を公共下水道管渠で収集し、流域下水道管渠へ流入させています。また、市内には地形的要因により、管渠勾配による自然流下が困難な箇所があるため、ポンプによる圧送が必要な区域があります。これらの汚水については、ポンプ場やマンホールポンプにより、管渠勾配による自然流下が可能な箇所まで排水しています。

昭和 39 年の事業着手以来、市内全域 1,292ha の事業計画を取得し、平成 15 年度末には概成し、現在、汚水処理人口普及率 100%となっています。

第1章

東久留米市公共下水道プラン策定の背景と位置づけ



図 1-5 本市公共下水道（污水）の概要

表 1-1 污水整備の現状

区分	項目	実績値
面積	全体計画面積	1,292ha
	整備区域面積	1,292ha（整備率 100%）
人口	行政人口	116,807 人
	処理区域内人口	116,807 人（人口普及率 100%）
施設	管渠	管径：φ 200mm～φ 1500mm 総延長：約 297.4Km
	ポンプ場 （下谷ポンプ場）	敷地面積：1,730m ² 集水面積：152ha 排水能力：44,640m ³ /日（ポンプ 5 基）
	マンホールポンプ	21 箇所

注 1. 面積は都市計画面積による表示

注 2. 人口は、令和 2 年 4 月 1 日現在（外国人を含む）

注 3. 管渠総延長は令和元年度値

(2) 雨水事業

昭和 39 年の事業認可取得以降、汚水整備を先行してきましたが、昭和 62 年に小平市、東村山市と協議を進め、「黒目川流域公共下水道雨水整備促進協議会」を設立し、その後、一部区域については、東京都の協力を得て流域下水道としての整備が決定され、平成 5 年度より流域下水道による雨水幹線管渠の整備が開始されました。本市もそれを受け、流域関連公共下水道として平成 7 年度より本格的に雨水整備に着手しました。

計画区域は、流域下水道管渠を経由して排水される区域（14 排水分区）と市の公共下水道管渠から黒目川、落合川に排水される区域（20 排水区）に分かれています。

これらの排水区域においては、現況排水管を活用するとともに、時間最大降雨量 50mm/hr を整備目標とした雨水管渠整備を鋭意進めています。また、市内には、雨水流出抑制施設として、区画整理等の他事業で設置された雨水調整池も存在しています。

なお、平成 30 年度末の下水道による整備面積は、179ha（全体計画に対する雨水整備率 13.9%）となっています。

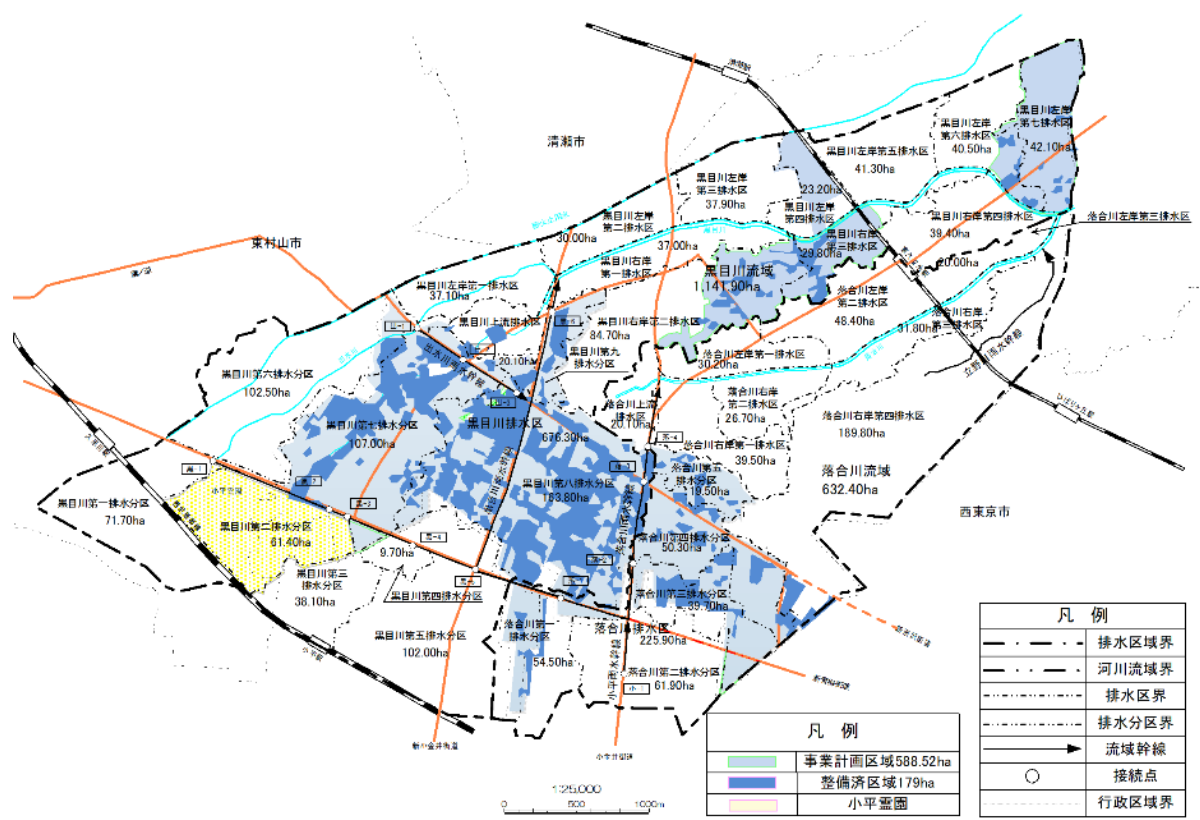


図 1-8 本市公共下水道（雨水）の概要

表 1-2 雨水整備の現状

区分	項目	実績値
面積	全体計画面積	1,292 ha
	事業計画面積	588.52 ha (全体計画に対する事業計画取得率 45.5%)
	整備区域面積	179 ha (全体計画に対する整備率 13.9%) (事業計画に対する整備率 30.4%)
施設	管渠	管径：U 240mm～φ 2,800mm 総延長：約 49.5Km
	流出抑制施設	5 箇所 (内訳) <ul style="list-style-type: none"> ・ 白山調整池 貯留容量：2 2,000m³ ・ 柳窪雨水調整池 貯留容量：2,900m³ ・ 本町雨水調整池（駅西口地区） 貯留容量：7,500m³ ・ 東口雨水調整池（駅東口地区） 貯留容量： 300m³ ・ 東口第二雨水調整池（駅東口地区） 貯留容量：2,500m³
	マンホールポンプ	2 箇所

注 1. 面積は都市計画面積による表示

注 2. 整備面積は令和元年度現在

注 3. 管渠総延長は令和元年度値

1-4. 前プランの取組状況と本プランで取組むべき課題

(1) 前プランの取組状況

前プランの取組状況を以下に示します。前プランでは、基本理念を「快適生活と水と緑をつなぐ下水道」を目指して」とし、3つの基本方針（健全な水循環の再構築、安全・安心なくらしの実現、下水道経営基盤の強化）のもと、下記施策に取組んできました。

表 1-3(1) 前プランの取組状況

施策	施策の展開	取組目標（スケジュール）					取組状況（結果）	
		前期計画						後期計画
		平成 23 年度～ 平成 27 年度						平成 28 年度 ～ 令和 2 年度
		23	24	25	26	27		
施策 1 汚水処理	① 下水道への未接続の解消	戸別訪問等の実施による接続促進 (水洗化率 100%の達成)					-	広報活動等を通じた接続促進を実施 〔水洗化率 99.2% (平成 22 年度) → 99.7% (令和元年度)〕
	② 道路改修、計画道路の整備に合わせた管渠整備	設計・施工 (整備率 100%の維持)					同左	道路整備等に合わせ、適宜管渠整備を実施 〔整備率 100%を維持 (汚 水処理普及率 100%)〕
	③ 効率的な汚水処理への取組	設計・施工 (ポンプ場流入区域の縮小)					-	一部を自然流下への切替工事を実施 (平成 27 年:学園町幹線系統、平成 30 年:大門町幹線系統) 〔流入区域 254.4ha が 152.0ha に減少した ことで、下谷ポンプ場の流入 水量の削減効果を確認。 ※ただし、雨天時浸入水が多いことから、今後は浸入水対策が必要。〕
		東京都および関連市との連携 (流域全体としての効率的な汚水処理)					同左	流域下水道構成市として、東京都と連携して事業を継続 〔新たに広域化共同化の取組を実施中〕

表 1-3(2) 前プランの取組状況

施策	施策の展開	取組目標（スケジュール）					取組状況（結果）	
		前期計画			後期計画			
		平成 23 年度～平成 27 年度						平成 28 年度～令和 2 年度
		23	24	25	26	27		
施策 2 水資源としての雨水利用と水循環への活用	① 雨水利用の促進（雨水貯留施設の設置促進）	関連部署との連携による設置促進 （雨水の有効利用）			同左	関連部局と連携した取組を実施（市民・事業者 PR） 〔 - 〕		
	② 雨水浸透の促進（雨水浸透施設の設置促進）	関連部署との連携による設置促進 （健全な水循環の創出）			同左	関連部局と連携した取組を実施（市民・事業者 PR） 〔 雨水浸透ます設置助成世帯数（累計） 745 世帯（平成 22 年度）→ 780 世帯（令和元年度） 〕		
	③ 水辺空間の整備	設計・施工 （黒目川上流域における水辺空間の創出）			-	平成 13 年度から平成 28 年度にかけて、雨水整備を行い治水対策の強化及び水辺環境の整備を実施 〔 しんやま親水広場等、市民が水とふれあう場として活用中 〕		
施策 3 浸水対策	① 雨水対策施設の整備	設計・施工 （雨水幹線・道路冠水実績地区の優先整備）			同左	新規雨水整備を実施 〔 雨水整備率（市全域に対して） 12.6%（平成 22 年度）→ 13.9%（平成 30 年度） 〕		
		関連部署との連携による設置促進 （雨水流出抑制による超過降雨対応）			同左	関連部局と連携した取組を実施（市民・事業者 PR） 〔 雨水浸透ます設置助成世帯数（累計） 745 世帯（平成 22 年度）→ 780 世帯（令和元年度） 〕		
施策 4 地震対策	① 管渠の耐震化	設計・施工 （軌道下・避難所からの排水を受ける管路の耐震化）		設計・施工 （その他）	同左	平成 25 年度に一部管路施設の耐震診断を実施し、耐震性能を確認 〔 耐震性能の確認が一部のみ 〕		
	② ポンプ場の耐震化	設計・施工 （耐震化）	-	-	-	令和元年度に下谷ポンプ場の耐震診断を実施し、耐震性能を確認 〔 耐震性能を確保済み 〕		
	③ 業務継続計画（BCP）の策定	-	-	計画策定 （災害時の体制確保）	-	平成 30 年度に業務継続計画（BCP）を策定 〔 災害時の体制確保検討済み 〕		

表 1-3(3) 前プランの取組状況

施策	施策の展開	取組目標 (スケジュール)					取組状況 (結果)	
		前期計画			後期計画			
		平成 23 年度～平成 27 年度						
		23	24	25	26	27		平成 28 年度～令和 2 年度
施策 5 維持管理 長寿命化	① 下水道施設の適正管理	維持管理情報の一元管理、水質監視・市民 PR (管理の効率化・徹底)					同左	下水道台帳の活用 都と水質検査の共同化、油流入防止キャンペーンを実施 〔一部の管理の効率化を実施〕
	② 予防保全型の維持管理	調査・清掃の実施 (計画的な維持管理)					同左	伏越し及びマンホールポンプの年 1 回の清掃を実施 下谷ポンプ場の維持管理は民間委託により実施 その他施設は発生対応型の維持管理を実施 〔緊急清掃実施件数 年間 30 件程度〕
	③ 長寿命化対策	計画策定、対策の実施 (優先度を加味した効率的な対応)					同左	平成 23 年度に長寿命化基本構想を策定 平成 26 年度に長寿命化計画 (第三処理分区) を策定 ※平成 27 年度以降は、同計画に基づく、設計・工事を実施 平成 30 年度にストックマネジメント実施方針を策定 〔長期的な視点のもと、優先度を加味した点検・調査・修繕・改築スケジュールを作成〕
施策 6 経営改善	① 下水道経営の効率化	収支を考慮した事業投資、経費削減 (健全な下水道経営)					同左	平成 27 年に「東久留米市財政健全経営計画〔実行プラン〕」を策定 〔上記計画に基づく取組を実施 ・下水道事業への地方公営企業法適用、公営企業会計化 ・下水道使用料の見直し (下記施策②) ・公共下水道施設維持管理等の効率化〕
	② 下水道使用料金の適正化	未接続・未収納対策、料金体系の見直し検討 (下水道使用料収入の確保)					同左	広報活動等を通じた接続促進及び使用料金未納世帯への督促を実施 平成 25 年に下水道使用料金の改定を実施 〔経費回収率 61.8% (平成 24 年度) → 101.1% (令和元年度)〕

(2) 本プランで取組むべき課題

本市の下水道事業を取り巻く環境に対する現状を踏まえた課題を以下に示します。
なお、各視点における現状と課題の詳細については、巻末の参考資料に示します。

視点①下水道の充実・維持

- ・本市の汚水処理については、整備が概成していますが、未接続世帯が残っていることから、市内の公衆衛生及び生活環境の改善に向けた取組が必要です。
- ・整備した管路等について、持続的に適正に使用するため、点検や清掃等の日常管理や市民・事業者の協力が重要となります。
- ・施設の老朽化が懸念されることから、ストックマネジメントの考え方にに基づき施設の維持管理を計画的に行う必要があります。
- ・下谷ポンプ場は流入区域の見直しを行い施設のダウンサイジングを図っています。問題となっている浸入水対策等を進め、さらなる施設規模、処理水量の適正化を図っていくことが望まれます。

視点②災害への備え

- ・市内には道路冠水箇所が点在しており、雨水管渠整備を継続していく必要がありますが、整備には、多大な費用と期間を要することから、現況排水管を活用しつつ、防災に関する情報の提供等も組み合わせた総合的な浸水対策を進めていく必要があります。また、一部の区域は、流域下水道として事業を実施していることから、東京都との連携により効率的な事業実施を行う必要があります。
- ・今後、気候変動の影響により発生が懸念される、下水道施設の能力を超える規模の降雨への備えが求められることから、市民・事業者の連携のもと、浸水被害の軽減に取り組んでいく必要があります。
- ・大規模地震の発生に備え、施設の耐震性を確保する必要があります。
- ・また、被害を最小限に抑え、早期に事業を復旧させるための事前の備えも必要になります。

視点③水環境の保全

- ・本市は、湧水をはじめとする恵まれた水環境を有していることから、これらの湧水・清流を次の世代に引き継いでいくため、良好な水環境の保全に対して、下水道としても健全な水循環の構築に寄与していく必要があります。
- ・黒目川上流域については、良好な水辺空間（親水）を市民に提供しており、引き続き、市民の水とふれあう場の保全に貢献していく必要があります。

視点④下水道の安定経営

- ・今後の人口減少により、使用料収入の減収も予測されることから、より効率的な事業運営が求められます。
- ・地方公営企業会計移行や経営戦略に基づき、財政健全化に向けた取組を実現していくことが必要です。

第 2 章

目指すべき将来像(基本理念と基本方針)と 施策のあり方

2-1.

まちの将来像と下水道が貢献するまちづくり

今後の本市行政の目指すべき方向を示す「東久留米市第5次長期総合計画基本構想」では、まちの将来像を「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」とし、さらなるまちの発展を目指しています。また、その実現のため、まちづくりの基本理念を「みんなが主役のまちづくり」とし、5つの基本目標を設定しています。

この基本目標を踏まえ、まちづくりの施策として、「安全・安心な地域づくり」及び「快適な住環境整備の推進」、「水と緑を守り育てる環境づくり」、「地球環境にやさしい暮らしづくり」を下水道事業が貢献するまちづくりとして位置づけます。

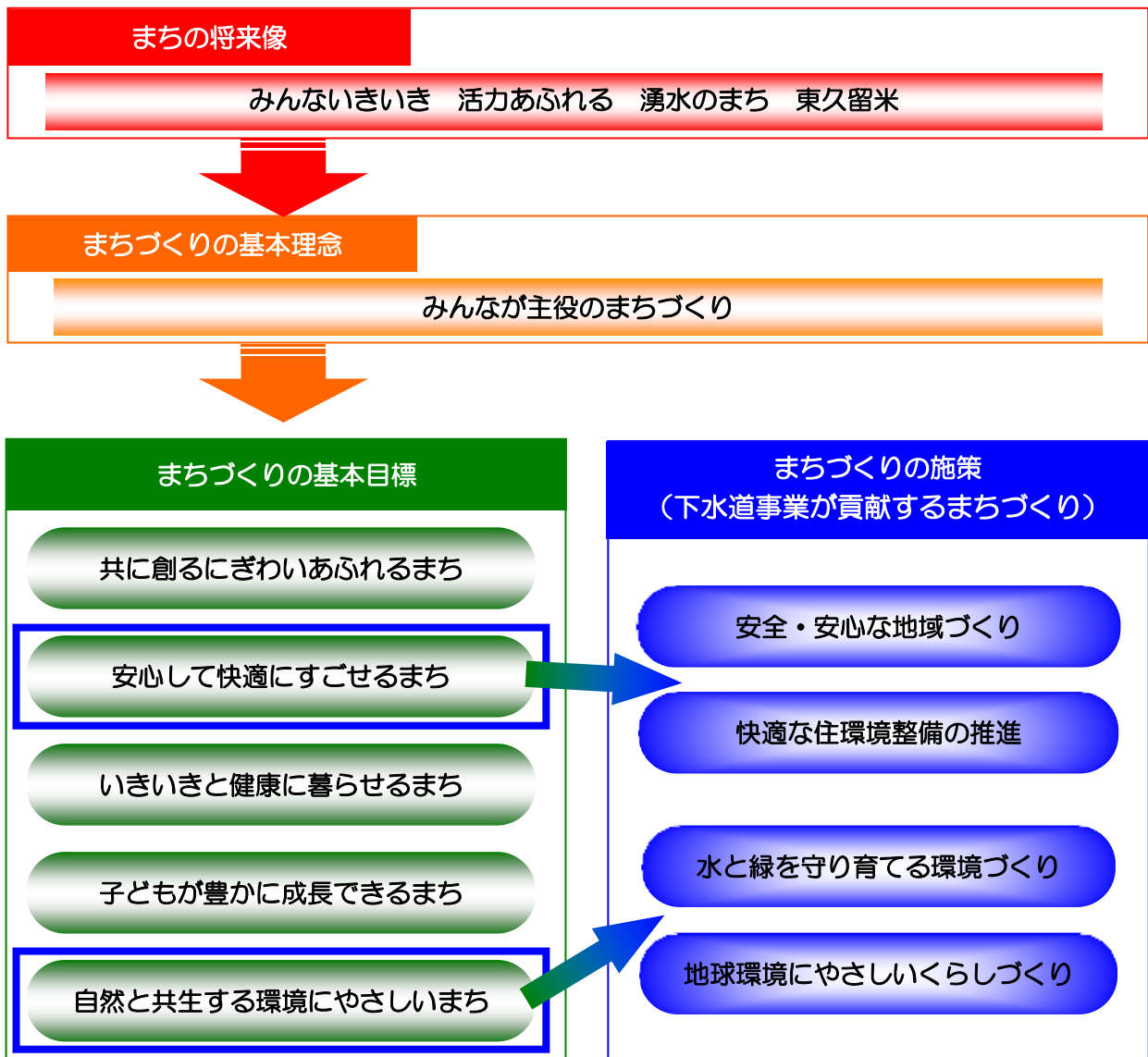


図 2-1 下水道事業が貢献するまちづくり（長期総合計画基本構想より）

先に示した下水道事業をとりまく環境とまちの将来像実現のために下水道事業が貢献するまちづくりを踏まえて、本計画における基本理念と基本方針を次のとおり掲げます。

基本理念については、「ヒト」、「モノ」、「カネ」の面での制約が深刻度を増している状況下においても、市民誰もが下水道施設を使用できる環境にあるとともに災害に強い下水道として、公共サービスとしてこれからも充実を図っていくことを目指し、“快適な住環境を支える持続可能な下水道”とします。

基本方針については、国で掲げる「新下水道ビジョン加速戦略」における重点項目を鑑み、4つの視点“污水处理システムの最適化”“防災・減災の推進”“下水道の活用による付加価値向上”“マネジメントサイクルの確立”での施策展開を図ります。

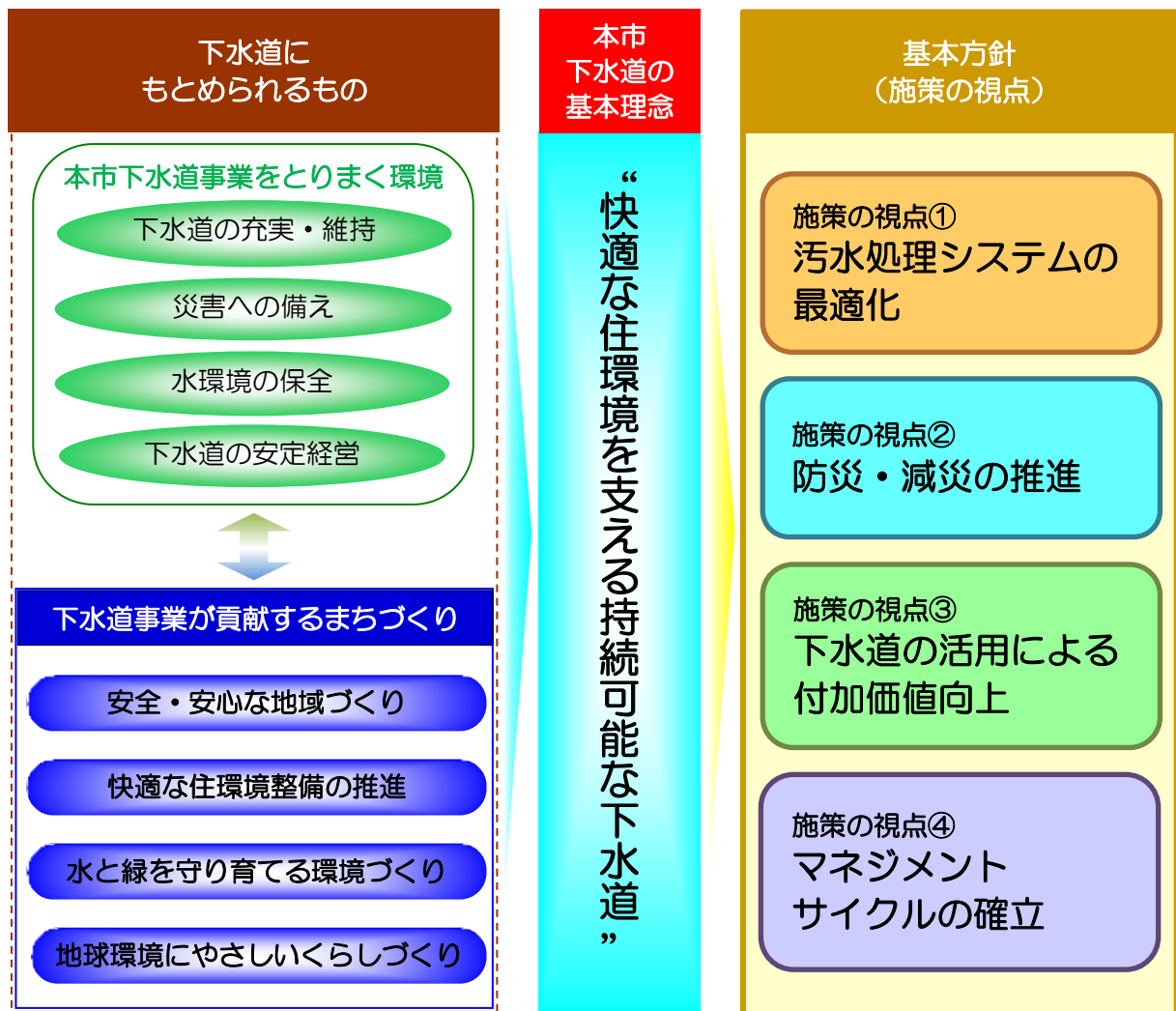


図 2-2 本プランにおける基本理念及び基本方針（施策の視点）

新下水道ビジョン加速戦略（H29.8）の概要

資料1

<平成29年8月策定、令和元年6月第2回フォローアップ>

背景

- ・新下水道ビジョン策定（H26.7）から約3年が経過、人口減少等に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化は引き続き進行
- ・一方、官民連携や水ビジネスの国際展開など、国内外で新たな動き

趣旨

- ・新下水道ビジョンの実現加速のため、社会情勢等を踏まえ、選択と集中により国が5年程度で実施すべき8つの重点項目及び基本的な施策をとりまとめ
- ・本加速戦略については概ね3年後を目途に見直しを行い、さらなるスパイラルアップを推進

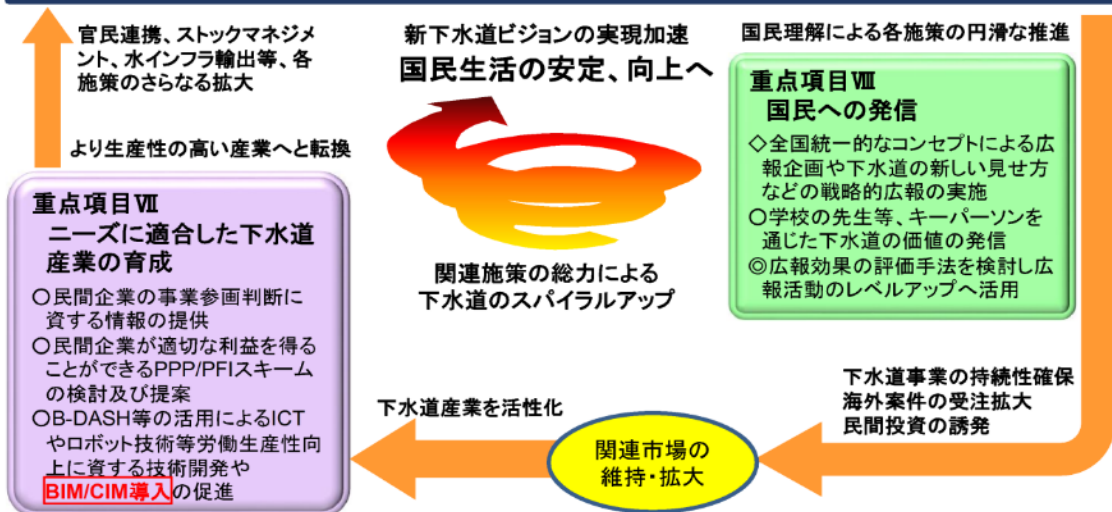
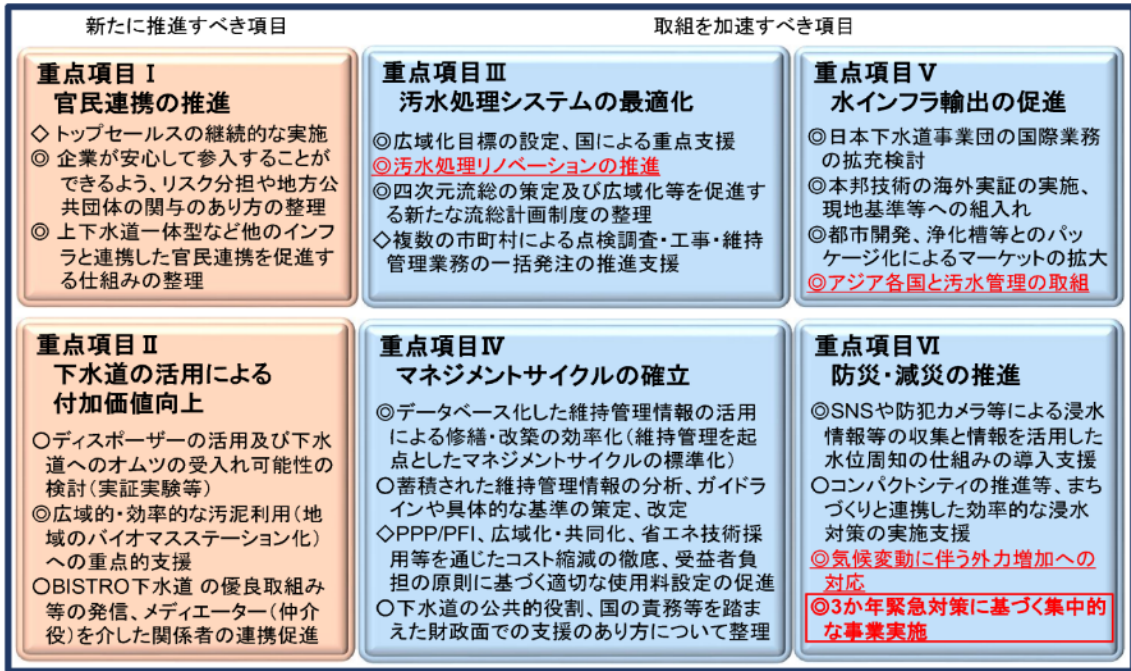
8つの重点項目と施策例

8つの重点項目の各施策の連携と『実践』、『発信』を通じ、産業を活性化、さらなる施策の拡大、国民生活の安定、向上につなげるスパイラルアップを形成

- ◎：直ちに着手する新規施策
- ：逐次着手する新規施策
- ◇：強化・推進すべき継続施策

赤字：平成30年8月第1回フォローアップにて、新たに追加した項目

赤字：令和元年6月第2回フォローアップにて、新たに追加した項目



出典：新下水道ビジョン加速戦略概要（第2回フォローアップ） 令和元年6月

図 2-3 新下水道ビジョン加速戦略

2-3.

施策のあり方

「快適な住環境を支える持続可能な下水道」の基本理念のもと、4つの施策の視点を踏まえ、具体的な施策展開を図っていきます。

表 2-1 施策のあり方

下水道の基本理念	施策の視点と施策のあり方 (新下水道ビジョン加速戦略における重点項目)		
快適な住環境を支える持続可能な下水道	施策の視点① (重点項目Ⅲ)	汚水処理システムの最適化	すべての市民が最も基本的なインフラである汚水処理施設を使用できるようにするとともに、人口減少にも柔軟に対応でき、省エネルギー化や温室効果ガス排出削減により、環境に配慮した汚水処理システムの構築を図ります。
	施策の視点② (重点項目Ⅵ)	防災・減災の推進	これまでの浸水対策計画や地震対策計画を計画的に進めるとともに、近年の気候変動や大規模地震想定にもとづき、防災の視点の他、減災の考え方も取り入れ、ハード・ソフト対策を組み合わせ、災害に備えます。
	施策の視点③ (重点項目Ⅱ)	下水道の活用における付加価値向上	下水道は、管渠・施設等のストックや処理水・汚泥等の資源を有しており、これらを効果的に活用することで今後の市民ニーズに対応し、生活者の利便性や地域経済に貢献します。 また、湧水や清流の保全、回復、水量の確保や雨水の利活用を進め、良好な水環境の確保及び市民の快適で安らぎのある生活に貢献します。
	施策の視点④ (重点項目Ⅳ)	マネジメントサイクルの確立	これまで整備した膨大なストックを活用し、下水道サービスを効率的かつ継続的に提供するため、ヒト・モノ・カネという経営資源を一体的に捉えたマネジメントを実現します。また、経営戦略に基づく事業運営を行います。

第2章

目指すべき将来像(基本理念と基本方針)と
施策のあり方

第 3 章

具体的な施策

3-1.

施策体系

先で示した4つの基本方針に対応する具体的施策は図3-1の通りです。次頁以降に詳細な施策内容を示します。

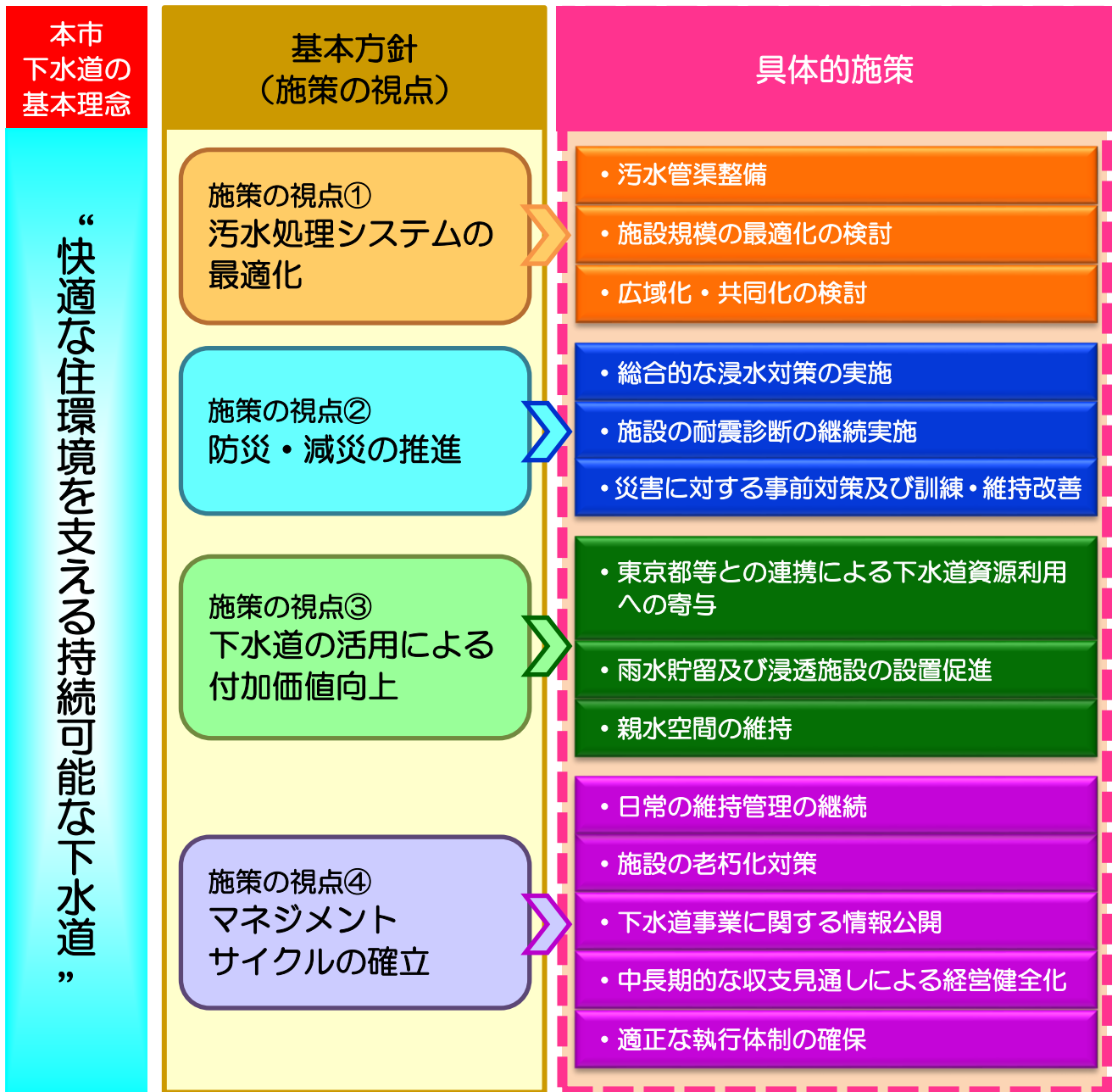


図3-1 本プランにおける施策体系図

施策の視点① 汚水処理システムの最適化

施策展開

本市の汚水整備については概成しており、市内の全域で水洗トイレが利用できる環境を維持することで、市民の快適な生活を守っていきます。

なお今後は、人口減少に伴う処理水量の減少が見込まれます。下水道施設を維持していくうえでは、雨天時浸入水対策による不明水量の削減を実施するなどし、維持管理費用の低減や施設規模の最適化（ダウンサイジング）について検討していきます。

また、事業運営にあたっては、流域下水道管理者である東京都や荒川右岸東京流域下水道構成市等との広域化・共同化に対する検討を行い、連携による効率化を図ります。

具体的施策 ①

汚水管渠整備（道路整備に合わせた管渠整備）

市内の汚水管渠整備は概成していますが、道路の改修や新規整備がある場合には、道路形態の変化に応じた汚水管渠の新設または再整備を行い、下水道を継続して使用していただく環境を維持する必要があります。本計画期間においては、都市計画道路（東3・4・13及び東3・4・21）及び都市計画道路（東3・4・15の1）等の事業化が予定されており、道路整備に合わせた汚水管渠の整備を予定しています。



出典：東京都ホームページ

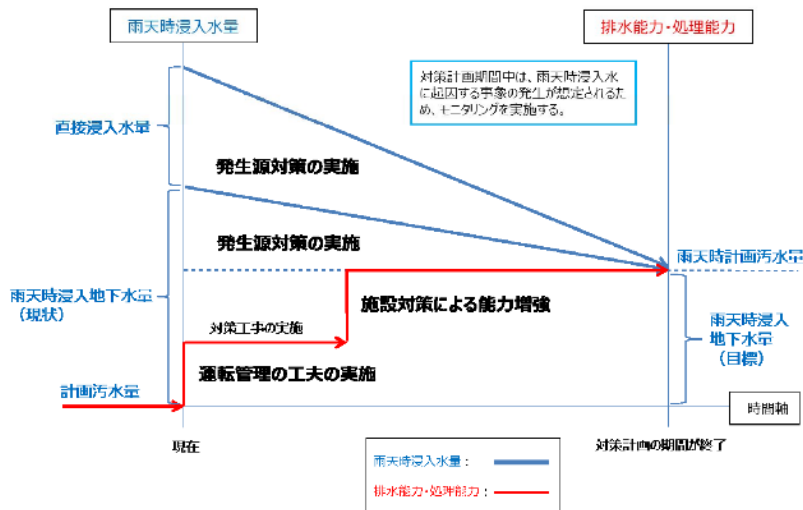
図 3-2 都市計画道路の整備予定箇所

具体的施策 ②

施設規模の最適化の検討（人口減少社会への対応と雨天時浸入水対策の実施）

全国的な人口減少社会の到来を迎え、本市においても、今後の行政人口の減少は避けられず、汚水処理水量についても、減少していくことが想定されます。将来においては、人口減少に応じた適切な水量予測のもと、ポンプ施設等の施設規模の見直し（ダウンサイジング）について、段階的に検討していく必要があります。

一方、施設での処理水量については、雨天時浸入水が含まれていることから、施設規模を最適化（ダウンサイジング）する場合には、雨天時浸入水対策を実施する必要があります。したがって、雨天時浸入水対策を計画的に実施したうえで、処理区域内処理水量に見合った施設計画への見直し（施設規模の適正化）を検討していきます。下谷ポンプ場については、前プラン期間中に上流域の一部を自然流下への切替えを行っており、流入水量を削減したところですが、下谷ポンプ場流域を含む東久留米第4処理分区においては雨天時浸入水が多い状況が報告されていることから、雨天時浸入水の調査（要因分析及び対策優先箇所の抽出等）及びその対策（発生源対策）を実施し、ポンプ施設処理水量の削減に努めます。なお、下水道管渠に起因するものについては、後述のストックマネジメント計画に基づく老朽化対策と合わせて効率的に対策を実施していきます。



出典：雨天時浸入水対策ガイドライン（案） 令和2年1月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部

図 3-3 雨天時浸入水対策と施設規模の見直しのイメージ

第3章 具体的な施策

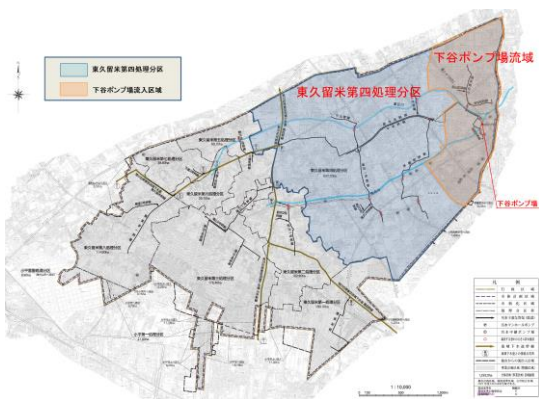
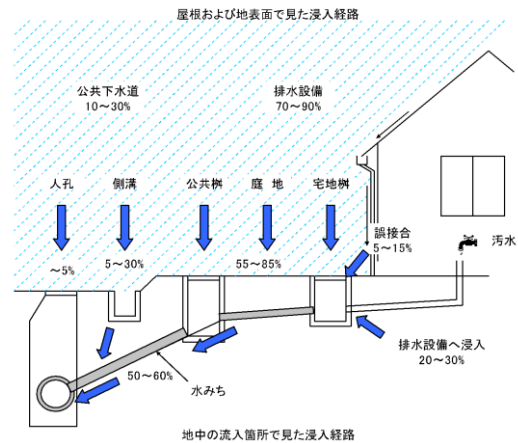


図 3-4 雨天時浸入水優先対策箇所



出典：不明水対策の手引き 平成20年3月 (社)全国上下水道コンサルタント協会 (元出典：月間下水道 Vol.22 No.6)

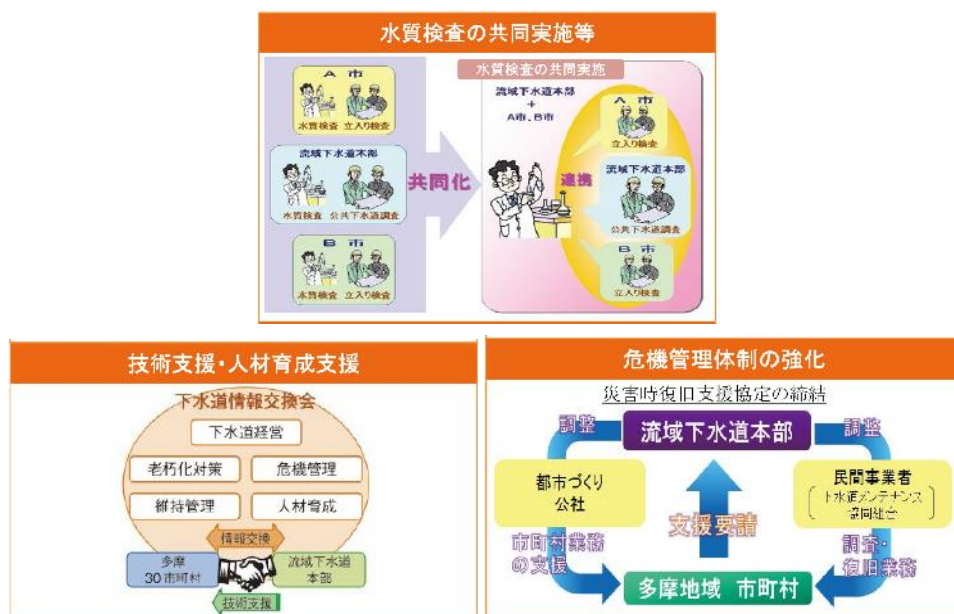
図 3-5 一般的な浸入水経路とその割合

具体的施策 ③

広域化・共同化の検討（汚水処理事業の連携による効率化）

本市は、流域下水道構成市として、広域的な汚水処理に参画しています。また、汚水処理のほか、東京都下水道局流域下水道本部並びに荒川右岸東京流域下水道構成市をはじめとする多摩地域の市町村と連携し、水質検査の共同実施や災害時復旧支援協定の締結を行っています。また、流域下水道本部と多摩地域市町村で「下水道情報交換会」を実施しており、相互の情報交換や東京都からの技術支援を受けています。

より効率的な事業運営を目指し、広域化・共同化についての検討を共同で行っており、事業執行体制を補完する視点も踏まえ、さらなる連携を模索していきます。



出典：国土交通省ホームページ（令和元年度（第12回）国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞））

図 3-6 東京都下水道局流域下水道本部及び多摩地域市町村の連携状況

< 施策スケジュールと成果目標 >

具体的施策	指標	前期目標 (R7 年度末)	後期目標 (R12 年度末)
①汚水管渠整備（道路整備に合わせた汚水管渠整備の実施）	道路整備に合わせた汚水管渠整備の実施 【下水道処理人口普及率】	【100%維持】 設計及び工事の実施	【100%維持】 同左
②施設規模の最適化の検討（人口減少社会への対応と雨天時浸入水対策の実施）	汚水施設計画見直しの実施	・全体計画策定 ・事業計画策定	左記計画に基づく下谷ポンプ場施設改築更新
	雨天時浸入水対策の実施	雨天時浸入水対策計画の策定（調査実施）	対策実施
③広域化・共同化の検討（汚水処理事業の連携による効率化）	東京都、多摩地域市町村と連携した広域化・共同化の検討	取組検討（東京都広域化・共同化計画検討会への参加）	連携継続（令和4年度までに都が作成する「広域化・共同化計画」に即した連携実施）

施策の視点② 防災・減災の推進

施策展開

本市では、雨水管渠整備により、道路冠水被害の軽減がみられますが、いまだ整備途上にあることから、引き続き、放流先河川、流域下水道の管理者である東京都とも連携し、雨水管渠整備を進めていきます。なお、近年は、局地的な集中豪雨や降雨規模の増大等の気候変動もみられることから、管渠整備や雨水流出抑制施策に加え、ハザードマップ等のソフト対策も組合せて総合的な浸水対策による被害軽減を目指します。

一方、大規模地震に対する備えとしては、緊急輸送道路下などの重要な管渠の一部や下谷ポンプ場の耐震性を確認していますが、引き続き、重要な管渠の耐震性の確認を進め、市内での地震に対する安全性の確保に努めます。

また、下水道 BCP（業務継続計画）に基づき、下水道機能の速やかな復旧が可能となるよう、関連機関、関連部署等とも連携した事前対策や定期的な訓練を実施し、いつ起こるか分からない災害に備えます。

具体的施策 ①

総合的な浸水対策の実施（浸水リスクを考慮した効率的な対策の実施）

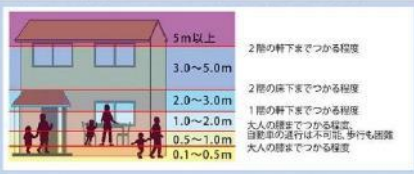
下水道の計画降雨（時間最大降雨量 50mm/hr）に対して、未整備の地区については、管渠整備を進める必要があります。一方、管渠整備については、多大な費用と期間を要するため、道路整備に合わせた整備を実施することや既存ストックの雨水排除能力や地形要因等の浸水要因と浸水が発生した時の浸水リスク（浸水の大きさ（浸水範囲、浸水深さ等）、被害程度等）を勘案した整備優先度を検討し、既存ストックを活用しつつ、時間軸を考慮した段階的な整備計画（雨水管理総合計画）を策定し、対策を実施していきます。なお、本市の一部区域については、小平市、東村山市とともに、東京都が管理する雨水流域下水道として事業を実施しています。その他の区域の放流先河川を含め、河川流域全体の治水安全度の向上のため、管理者である東京都と連携（調整）を図っていきます。

今後、気候変動の影響により発生が懸念される、下水道施設の能力を超える規模の降雨への備えも必要です。管渠整備によるハード対策のみでは不十分であるため、開発等他事業による貯留浸透等の流出抑制施策との連携による減災や適切な避難行動を促すハザードマップの周知徹底、防災情報の提供などのソフト対策にも取り組みます。



図 3-7 雨水管渠整備予定箇所（令和 7 年度まで）

浸水した場合に想定される水深（ランク区分）



避難情報と具体的な行動内容

警戒レベル	とるべき行動	行動を促す情報	自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（洪水、土砂災害）
警戒レベル5 命を守る最善の行動		災害発生情報	災害発生情報 ・大規模な被害（土砂災害）等
警戒レベル4 全員避難	命が危ない地区の市民は全員避難	避難勧告 ・避難指示（緊急）	・避難危険情報 ・土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難 高齢者等は避難	高齢者等は避難 他の市民は避難の準備	避難準備 ・高齢者等避難開始	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）等
警戒レベル2 避難行動の確認	避難行動の確認	洪水注意報 ・大雨注意報	・土砂災害警戒情報 等
警戒レベル1 災害への心構えを高める	災害への心構えを高める	早期注意情報	

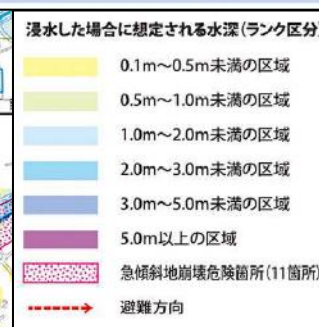
気象情報などはこちらから

日頃から気象情報や河川水位情報に注意しましょう。テレビ、ラジオ、新聞やインターネットなどから様々な情報を入手しましょう。また、市役所の皆さんから市へも情報提供をお願いします。

気象庁（天気予報電話サービス） 電話 1777 気象庁発表の最新の天気予報が聞けます
ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/>

気象庁（防災予報電話サービス） 電話 1777 気象庁発表の最新の天気予報が聞けます
ホームページ <http://www.kasen-huho.metro.tokyo.jp/>

東京都水防気象総合情報システム 携帯電話から <http://www.kasen-huho.metro.tokyo.jp/>



出典：東久留米市ホームページ <https://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/anken/bousai/1003941.html>

図 3-8 東久留米市洪水ハザードマップ記載内容の一部抜粋

具体的施策 ②

施設の耐震診断の継続実施（耐震性能の確認及び対策の実施）

地震による被災で下水道の機能を失った場合には、トイレが使用できないなど、社会生活に大きな影響を与えるとともに、未処理の汚水がそのまま公共用水域に流出することによる公衆衛生被害の発生や水道水源の汚染など重大な事態が生じる恐れがあります。このような背景のもと、国では平成 18 年度に「下水道地震対策緊急整備事業」を創設（平成 21 年度に「下水道総合地震対策事業」に改正）し、地方公共団体における対策を推進してきました。

本市においては、平成 20 年度に重要な幹線等の抽出、その対策優先順位を示した「東久留米市下水道地震対策緊急整備計画」を策定し、これまでに、重要な幹線等の一部である 1.6 km の管渠と下谷ポンプ場に対する耐震診断を実施し、耐震性能が確保できていることを確認しています。

それ以外の管渠については、耐震性能について未確認であるため、重要な幹線等について引き続き、耐震診断を実施していきます。なお、対策にあたっては、耐震性を確認すべき管渠の抽出並びに管材や周辺土質条件、布設工法、布設年次等の属性によるグループ化による耐震診断優先路線の再検討を行った上で、効率的に耐震診断を実施し、必要に応じて対策を実施していくものとします。

表 3-1 重要な幹線等の定義

【重要な幹線等】	【特に重要な幹線等】	優先度 ^{注3}	
		A	B
a) 流域下水道の幹線管路 b) ポンプ場及び処理場に直結する幹線管路 c) 河川・軌道等を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等 d) 被災時に重要な交通機能への障害を及ぼすおそれのある緊急輸送路等に埋設されている管路 e) 相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管路 f) 防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等からの排水を受け持つ流末管路 g) その他、下水を流下収集させる機能面から見てシステムとして重要な管路	・処理場と災害対策本部施設（役所等）や特に大規模な広域避難場所等 ^{注1} の防災拠点をつなぐ管路	A	
	・軌道や緊急輸送路等下の埋設管路		
	・既存施設を活用したネットワーク化などのシステムの対応管路 ^{注2}		
	・相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管路		
	【その他の重要な幹線等】 重要な幹線等のうち、特に重要な幹線等以外の幹線等		B

注1 「特に大規模な広域避難場所等」の考え方（例）

- ・ DID 地区内等にあり、当該自治体に置いて多数の避難者を収容する拠点
- ・ 地域防災計画等に位置づけられた災害時の拠点医療施設
- ・ 支援基地に近接する等の避難者が一時的に集中する避難場所や応急給水拠点等

注2 幹線管路の二条化や処理場間のネットワーク化等

注3 AはBより優先度が高い

出典：下水道施設の耐震対策指針と解説-2014年版

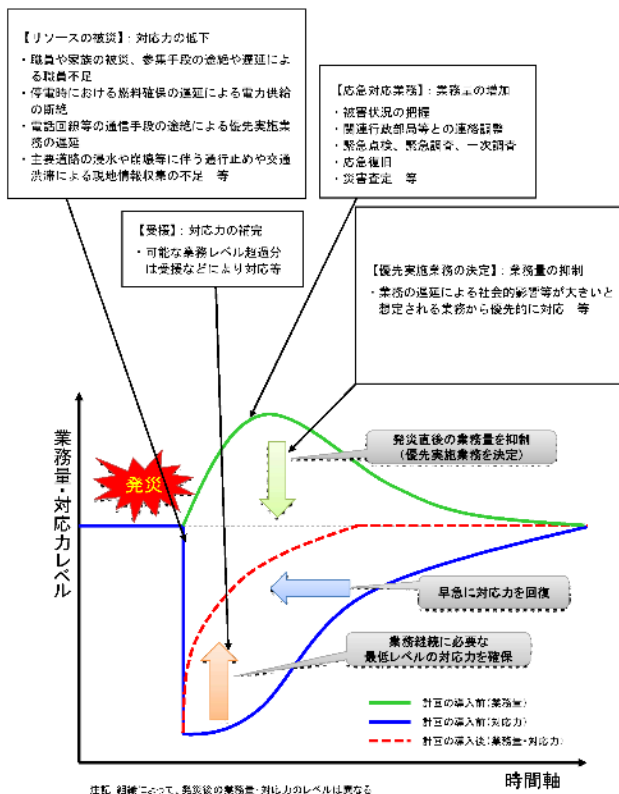
具体的施策 ③

災害に対する事前対策及び訓練・維持改善（地域防災計画及び下水道 BCP（業務継続計画）に基づく減災対策）

下水道 BCP（業務継続計画）は、地域防災計画で定められた下水道事業における災害時応急対策業務を、大規模災害時のリソース（ヒト、モノ（資機材、燃料等）、情報、ライフライン等の資源）の制約を受けた状態でも円滑に遂行できるように策定されたものです。

本市では、平成 30 年度に地震に対する「東久留米市公共下水道業務継続計画（下水道 BCP）」を策定しており、資機材の確保等の事前対策の内容や締結を進める協定を示した事前対策計画と発災時に適切な行動をとれるよう訓練の実践や必要に応じた計画の見直しに対する訓練・維持改善計画を示しています。

今後は、地域防災計画並びにこの下水道 BCP に基づき、迅速かつ的確に行動できるよう、職員の意識と対応力向上のため、訓練を実施していきます。また、訓練等で確認される新たな課題を整理するとともに、新たに水害に対する内容が追加された下水道 BCP 策定マニュアルが国土交通省より令和 2 年 4 月に発刊されたことから、同マニュアルに基づいた下水道 BCP への改定を行うとともに、被災時リスクを評価したうえで、必要に応じて施設の耐水化を図ります。



出典：下水道 BCP 策定マニュアル 2019 年版
（地震・津波、水害編）令和 2 年 4 月
国土交通省水管理・国土保全局下水道部

図 3-9 下水道 BCP 導入に伴う効果イメージ



図 3-10 し尿受け入れ訓練の様子

< 施策スケジュールと成果目標 >

具体的施策	指標	前期目標 (R7 年度末)	後期目標 (R12 年度末)
①総合的な浸水対策の実施（浸水リスクを考慮した効率的な対策の実施）	雨水管渠整備 【雨水整備率（全体計画区域に対する整備率）】	【15.1%】 ・設計及び工事の実施 ・雨水管理総合計画の策定	前期における計画策定に基づき、目標を再設定
	流出抑制施設の設置促進	流出抑制施策及びソフト対策（情報提供）に対する関係部署との連携継続	同左
②施設の耐震診断の継続実施（耐震性能の確認及び対策の実施）	重要な幹線等に関する耐震診断・対策の実施	耐震診断実施計画の策定・診断の実施	耐震診断の継続実施（対策の実施）
③災害に対する事前対策及び訓練・維持改善（地域防災計画及び下水道 BCP（業務継続計画）に基づく減災対策）	下水道 BCP の見直しと実効性の向上	・下水道 BCP の見直し（水害編の策定） ・訓練の実施	訓練の継続

施策の視点③ 下水道の活用における付加価値向上

施策展開

下水道が有する資源である処理水、汚泥等について、流域下水道管理者である東京都や荒川右岸東京流域下水道構成市と連携し、引き続き資源の有効利用に努めます。

また、雨水については、浸透を促進し、本市の財産でもある湧水や清流を保全するとともに、貯留により散水等に利活用するなどの雨水管理を進め、良好な水環境の確保に寄与します。なお、浸水対策を兼ねた親水空間を維持し、市民が水と触れ合える場を提供します。

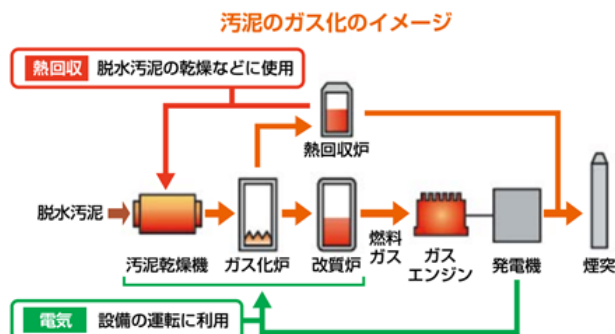
具体的施策 ①

東京都等との連携による下水道資源利用への寄与（公共用水域の水質保全及び汚泥資源の有効活用）

本市は、荒川右岸東京流域下水道に属しており、発生する汚水は東京都が管理する清瀬水再生センターで処理されています。

清瀬水再生センターでは、汚水の処理に高度処理が導入されており、処理水がきれいで、放流先の公共用水域の水質改善に寄与しています。また、処理の過程で発生する汚泥については、建設資材としての軽量骨材など、汚泥処焼却灰の資源化が図られています。さらに、施設の更新に合わせて、汚泥ガス化炉を導入しており、可燃性ガスを発生させ発電に活用しています。

これら取組については、水環境の保全や地球温暖化対策にも寄与するものであり、他の流域下水道構成市とともに、下水道資源の有効利用を図る施設の建設や維持、資源化された資材等の利用に対して、協力していきます。



出典：清瀬水再生センター リーフレット

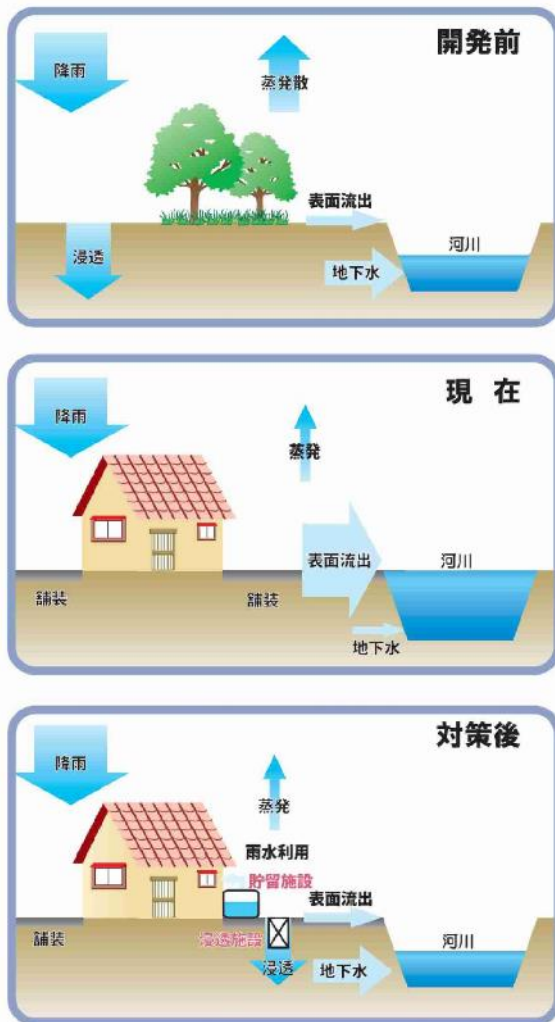
図 3-11 清瀬水再生センター汚泥ガス化炉及び汚泥ガス化のイメージ

具体的施策 ②

雨水貯留及び浸透施設の設置促進（良好な水環境の確保及び市民の快適で安らぎのある生活への貢献）

本市は「湧水・清流保全都市宣言」を表明し、湧水と清流の保全に取り組んでいくことを宣言しています。なお、平成17年には、「東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例」を制定し、湧水や清流の保全・回復や水量の確保のため、下水道整備の他、地下水涵養や雨水流出抑制等を目的とした「雨水浸透施設設置」を推進しています。

雨水の貯留を含め、これらの施設については、良好な水環境の確保及び市民の快適で安らぎのある生活に貢献のほか、浸水対策に寄与するものであることから、関係部署による浸透ます設置に対する補助金の支給の継続とともに、下水道としての取組の目的や効果も発信し、これら流出抑制施設の設置促進に対するPR活動に協力していきます。



市街化が進む前は、降った雨の多くが地中へいつたん浸透し、その後、木の葉や地表面から蒸発したり、長い時間をかけて川や泉に湧き出したりしていたため、地表から川に流れ込む表面流出量は抑えられていました。

市街化が進むと、屋根や舗装など、雨が浸透しにくい場所が増え、短時間に地表から下水道等を経由して川に流れ込む表面流出量が増加し、水害が発生しやすくなります。

また、地中に浸透する水の量が減るため、晴れた日が続くと川の流量が減ったり、湧き水が涸れたりすることが多くなります。

雨水貯留浸透施設による対策を進めると、降雨時の表面流出量を抑制し水害の防止につながります。

地中に浸透する水の量が増えるため、晴れた日が続いても川の流量が減ったり湧き水が涸れたりすることが少なくなります。

貯留した雨水は水まき、洗車等に有効利用できます。

出典：雨水貯留浸透施設の設置に対する支援措置のご紹介 公益社団法人雨水貯留浸透技術協会

図 3-12 雨水貯留浸透施設の設置効果

具体的施策 ③

親水空間の維持（水と触れ合える場としての空間利用）

本市では、一部の雨水施設について、浸水対策機能に加え、親水機能を持たせた水辺空間を整備しています。

久留米西団地内を流れる柳橋から新所沢街道までの約 624 メートルの間は「しんやま親水広場」となっており、この区間は柳橋分水人孔により水深 40 センチメートル以下に水位が保たれるようになっているうえ、途中にも余水路が設けられており増水分を川筋から逃がすように工夫されており、子供を遊ばせるのにも適した環境となっています



図 3-13 しんやま親水広場の様子

本市では、その他の湧水等の水辺も含め、ウォーキングコースに選定し、市内ウォーキングマップ「ちょっと寄り道散歩道」として紹介しています。

これら、市民が水と触れ合える場は、貴重な市民の憩いの場所としての役割も担っており、引き続き、関係部署との連携、地元自治会の協力のもと、良好な水辺空間を維持していきます。

< 施策スケジュールと成果目標 >

具体的施策	指標	前期目標 (R7 年度末)	後期目標 (R12 年度末)
①東京都等との連携による下水道資源利用への寄与（公共用水域の水質保全及び汚泥資源の有効活用）	流域下水道事業への参画継続	資源利用継続 （東京都及び流域下水道構成市との連携継続）	同左
②雨水貯留及び浸透施設の設置促進（良好な水環境の確保及び市民の快適で安らぎのある生活への貢献）	流出抑制施設の設置促進	設置促進に関する PR 活動への協力	同左
③親水空間の維持（水と触れ合える場としての空間利用）	親水施設の活用・維持	施設の活用・維持に対する関係部署との連携、地元自治会との協力体制も維持	同左

施策の視点④ マネジメントサイクルの確立

施策展開

下水道施設については、供用年数の経過や維持管理不足等により、劣化による道路陥没や管路閉塞等の潜在的なリスクが増大するため、これまで整備した膨大な施設を効率的に管理・運営していく必要があります。本市では、これまで行ってきた日常の維持管理を継続するとともに、ストックマネジメントの考え方に基づく計画的な老朽化対策を実施します。

なお、下水道事業を持続可能なものとするため、上記のモノに関する管理の他、ヒト・カネの視点も踏まえ、経営の透明化を図るとともに、執行体制の確保、施設管理、経営管理といった一体的なマネジメントの実現に向けた取組を行います。

具体的施策 ①

日常の維持管理の継続（定期的な維持管理及び緊急対応による施設機能の維持）

下水道サービスの提供にあたっては、管渠やポンプ場が持つ機能が発揮できるよう、定期的な維持管理（巡視、点検、調査、清掃）を行っています。また、市民から寄せられた情報をもとに緊急的な対応としての維持管理を実施しています。これら日常的な維持管理を行うことで、施設の劣化・異常を早期発見でき、迅速な対応も可能となるほか、実施状況やその結果を情報として蓄積することで、今後の施設の老朽化対策に対するリスク評価、点検調査計画、修繕・改築計画等へのフィードバックも可能と考えます。

今後も日常の維持管理を継続していくとともに、維持管理履歴等を電子化管理することで情報の活用を進めます。



図 3-14 日常の維持管理の様子

具体的施策 ②

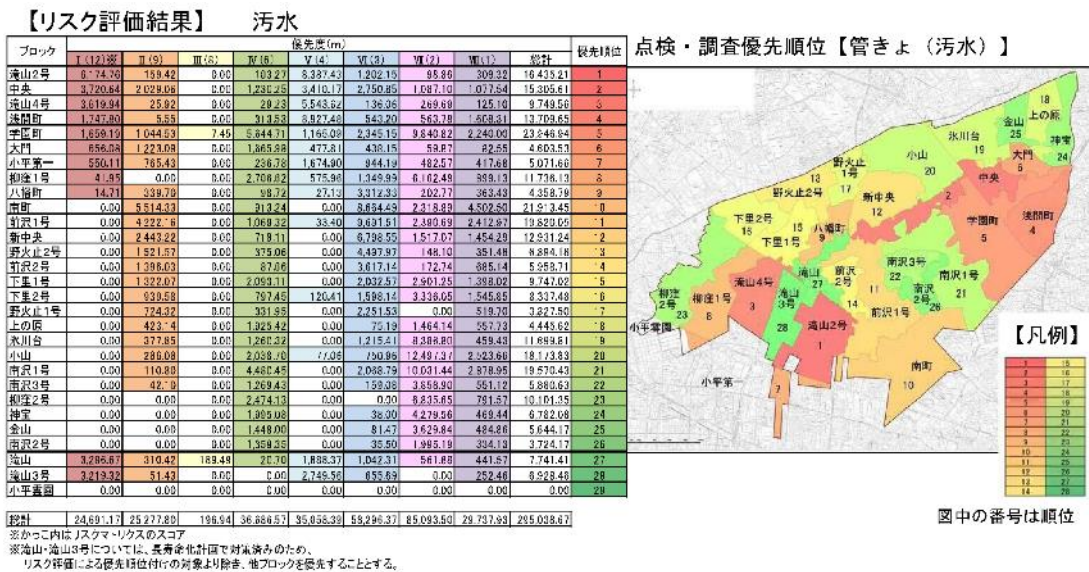
施設の老朽化対策（計画的なストックマネジメント）

下水道施設の老朽化については、時間の経過とともに進行し、施設の破損や道路陥没事故などのリスクが懸念されます。

施設の破損や道路陥没等の不具合が発生すると、市民生活に大きな支障が生じるだけでなくライフサイクルコストの面でも不経済になることから、膨大にある下水道施設に対し、社会生活に重大な影響を及ぼす機能停止や事故を未然に防止し、持続的な機能確保とライフサイクルコストの低減を図ることを目的に、国では、平成28年度に「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設し、地方公共団体における対策を推進してきました。

本市においては、平成30年度に下水道施設の点検・調査・改築・修繕の優先順位や維持に係る事業費用など、管理面に求められる基本的な考え方を取りまとめた「東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針」を策定し、同計画に基づき、点検・調査に着手しています。

今後は、引き続き、同計画に基づき、対策優先順位を加味したブロックごとの点検・調査の実施、調査結果を受けた改築・修繕計画の策定、設計、工事といったサイクルによる手順を繰り返し、効率的に老朽化対策を進めていきます。



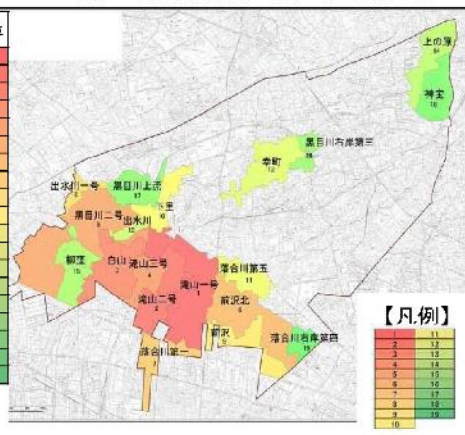
出典：東久留米市ストックマネジメント実施方針 平成31年2月
図3-15 汚水管渠の対策優先順位（リスク評価結果）

【リスク評価結果】 雨水

点検・調査優先順位【管きよ（雨水）】

ブロック	優先度(m)									優先順位
	I (12)※	II (9)	III (6)	IV (3)	V (4)	VI (3)	VII (2)	VIII (1)	合計	
蓮山一号	3,818.03	378.80	0.00	0.00	5,415.42	153.80	0.00	26.81	8,192.88	1
蓮山二号	2,372.51	0.00	0.00	0.00	3,909.06	0.00	0.00	26.93	6,308.50	2
白山	1,401.82	0.00	103.11	0.00	3,666.46	14.85	409.80	0.00	5,596.14	3
蓮山三号	826.34	0.00	158.78	0.00	1,862.41	0.00	0.00	0.00	2,865.50	4
黒目川二号	735.43	0.00	0.00	942.30	2,746.80	1,442.83	2,549.58	417.39	8,834.95	5
前沢北	262.31	270.80	0.00	0.00	139.75	1,193.15	64.00	405.11	2,435.12	6
窪合川第一	207.00	51.00	0.00	0.00	334.82	293.45	0.00	861.87	1,748.14	7
出水川一号	189.63	0.00	3.00	0.00	197.73	0.00	118.45	0.00	510.83	8
前沢	110.00	163.65	0.00	0.00	1,029.00	0.00	23.85	1,312.50	9	
下里	0.00	317.00	0.00	188.00	83.00	45.05	290.00	18.85	941.90	10
窪合川第五	0.00	187.00	0.00	0.00	0.00	598.00	32.10	0.00	798.10	11
幸町	0.00	86.50	0.00	1,183.03	0.00	618.75	213.95	287.00	2,369.23	12
出水川	0.00	0.00	28.62	0.00	956.34	0.00	0.00	0.00	984.96	13
上の原	0.00	0.00	0.00	402.96	0.00	70.15	295.10	0.00	768.21	14
村窪	0.00	0.00	0.00	374.85	198.00	0.00	816.60	95.00	1,284.45	15
黒目川左岸第三	0.00	0.00	0.00	254.33	82.00	0.00	658.50	0.00	993.33	16
黒目川上流	0.00	0.00	0.00	130.00	0.00	25.00	0.00	385.00	540.00	17
神宝	0.00	0.00	0.00	68.20	0.00	38.20	545.05	0.00	671.45	18
窪合川左岸第四	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	84.00	0.00	715.98	809.98	19
合計	10,023.13	1,434.85	293.48	3,544.87	19,411.79	5,597.33	5,791.23	3,269.73	49,366.27	

※かっこ内はリスクマトリクスのスコア



図中の番号は順位

出典：東久留米市ストックマネジメント実施方針 平成 31 年 2 月

図 3-16 雨水管渠の対策優先順位（リスク評価結果）

表 3-2 ポンプ施設の対策優先順位（リスク評価結果）

設置場所	機械設備			電気設備			土木・建築施設			建築設備			全設備			優先順位
	設備数	リスク計	平均リスク	設備数	リスク計	平均リスク	設備数	リスク計	平均リスク	設備数	リスク計	平均リスク	設備数	リスク計	平均リスク	
下谷ポンプ場	19	91.63	4.83	40	237.91	5.95	3	17.75	5.92	1	5.27	5.27	63	352.76	5.60	1
立野ポンプ	2	4.90	2.45	4	16.24	4.06	1	1.85	1.85	0	-	-	7	22.99	3.28	2
浅間ポンプ-3	2	2.44	1.22	3	10.68	3.56	1	1.59	1.59	0	-	-	6	14.71	2.45	3
浅間ポンプ-1	2	1.69	0.85	3	10.71	3.57	1	1.61	1.61	0	-	-	6	14.01	2.34	4
浅間ポンプ-4	2	1.54	0.77	3	10.30	3.43	1	1.55	1.55	0	-	-	6	13.39	2.23	5
中央町ポンプ	2	2.90	1.45	3	9.08	3.02	1	1.36	1.36	0	-	-	6	13.32	2.22	6
中央町ポンプ-2	2	3.36	1.68	3	8.21	2.74	1	1.22	1.22	0	-	-	6	12.79	2.13	7
浅間ポンプ	2	0.64	0.32	3	8.16	3.05	1	2.23	2.23	0	-	-	6	12.03	2.01	8
ひびりが丘第2住宅ポンプ	2	3.21	1.61	3	7.13	2.38	1	1.53	1.53	0	-	-	6	11.87	1.98	9
浅間ポンプ-5	2	1.22	0.61	3	9.06	3.02	1	1.36	1.36	0	-	-	6	11.64	1.94	10
向台ポンプ	2	1.58	0.79	2	5.43	2.72	1	2.50	2.50	0	-	-	5	9.51	1.90	11
美島橋ポンプ	2	2.36	1.18	3	6.70	2.23	1	1.91	1.91	0	-	-	6	10.37	1.83	12
浅間ポンプ-6	2	1.99	1.00	3	7.80	2.60	1	1.16	1.16	0	-	-	6	10.95	1.83	13
ひびりが丘第1住宅ポンプ	2	1.99	1.00	3	7.13	2.38	1	1.53	1.53	0	-	-	6	10.65	1.78	14
浅間ポンプ-2	2	1.68	0.84	3	7.40	2.47	1	1.59	1.59	0	-	-	6	10.67	1.78	15
弥生ポンプ	2	3.68	1.84	3	4.53	1.51	1	0.68	0.68	0	-	-	6	9.89	1.48	16
浅間ポンプ-7	2	2.76	1.38	3	3.70	1.23	1	0.55	0.55	0	-	-	6	7.01	1.17	17
下里6丁目ポンプ	2	2.44	1.22	3	3.28	1.09	1	0.48	0.48	0	-	-	6	8.21	1.04	18
浅間ポンプ-8	2	2.14	1.07	3	2.47	0.82	1	0.43	0.43	0	-	-	6	5.04	0.84	19
柳窪2丁目ポンプ	2	1.22	0.61	3	1.64	0.55	1	0.24	0.24	0	-	-	6	3.1	0.52	20
南町3丁目ポンプ	2	0.30	0.15	3	0.41	0.14	1	0.06	0.06	0	-	-	6	0.77	0.13	21
下里一丁目ポンプ	2	0.30	0.15	3	0.41	0.14	1	0.06	0.06	0	-	-	6	0.77	0.13	22

出典：東久留米市公共下水道ポンプ場施設ストックマネジメント実施方針 平成 31 年 2 月

具体的施策 ③

下水道事業に関する情報公開（地方公営企業としての経営の透明化）

本市は、資産情報や経営状況を的確に把握し、財政規律の向上を図るため、令和2年4月1日から地方公営企業法の一部（財務規定）を適用しました。

一般的には下水道事業の経営は、一般会計と適正な経費負担区分を前提に、公営企業としての独立採算制の下に行われるものです。本市では、近隣6団体とともに「公営企業会計共同運用システム」を導入しており、財務諸表の情報開示等による経営の見える化を図っていきます。また、経営の現状及び課題を把握していただくため、総務省が公表している経営や施設の状況を表す経営指標による現状値を示した「経営比較分析表」を市のホームページでお知らせするなど、情報公開を進めます。

※経営比較分析表

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/h30keieihikakubunsekihyo.html

情報公開（下水道事業の見える化）にあたっては、市のホームページや広報紙等を活用するとともに、下水道に関するイベント等を通じて、市民へ情報発信するとともに、市民のニーズの把握に努め、双方向コミュニケーションを図ることで、下水道事業への理解をより深めていきます。



図 3-16 下水道の日（毎年9月10日）に合わせた広報活動

具体的施策 ④

中長期的な収支見通しによる経営健全化（経営戦略に基づく事業運営）

今後、人口減少等が見込まれる中、下水道事業を持続可能なものとするためには、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要となります。

本市では、将来の収支見通しを踏まえた今後 10 年間の目指すべき経営目標とそれに向けた具体的な取組を示す中長期的な経営の基本計画である「東久留米市下水道事業経営戦略」を策定し、先に示した雨水対策やストックマネジメント等の事業の効率化（支出削減）と未接続解消の徹底による有収水量の確保や使用料金の適切な徴収（収入確保）の面での収支構造の適正化に向けて取り組んでいきます。なお、未接続解消にあたっては、下水道へ接続していない 159 世帯（令和 2 年 4 月 1 日時点）に対しては、今後も引き続き、PR 活動等（接続依頼用の書面郵送）を通して、接続の周知に努めます。

経営戦略の期間は 10 年としていますが、進捗管理を行うとともに、5 年ごとの検証や評価を踏まえ、見直し（ローリング）を行い、適切な「投資・財政計画」に基づく事業運営を図ります。

具体的施策 ⑤

適正な執行体制の確保（計画的な人材の育成、技術継承）

全国的に、下水道担当職員の減少や人事異動のサイクルを踏まえると、下水道事業の運営に必要な技術や知識の蓄積が容易ではない状況にあります。本市においては、計画的に外部の研修への参加など、職員の研鑽に努めています。

今後も引き続き、「東久留米市職員人材育成基本方針」に基づき、技術と経営の両面の視点から、人材の育成に努めます。また、先に示した東京都下水道局流域下水道本部と多摩地域市町村における「下水道情報交換会」や広域化・共同化の取組など、個々の市町村を越えた地域単位での協力、連携を図ることや、必要に応じたアウトソーシングを進めるなど、技術継承や人材の補完を図ります。

< 施策スケジュールと成果目標 >

具体的施策	指標	前期目標 (R7 年度末)	後期目標 (R12 年度末)
① 日常の維持管理の継続（定期的な維持管理及び緊急対応による施設機能の維持）	巡視、点検・調査、清掃の実施	・定期点検の実施 ・定期清掃（土砂搬出） 伏越し：年1回 マンホールポンプ：年1回 下谷ポンプ場：月1回 ・維持管理情報（履歴）の蓄積	前期における維持管理情報（履歴）による維持管理計画の再検証に基づき、目標を再設定
② 施設の老朽化対策（計画的なストックマネジメント）	点検・調査、計画策定、設計・工事の実施	対策優先順位に基づく対策の実施 管渠 点検・調査 13ブロック 計画策定、設計 10ブロック 工事 5ブロック ポンプ施設 調査、計画策定、設計 7施設 工事 5施設	前期における対策情報（履歴）によるストックマネジメント計画の再検証に基づき、目標を再設定
③ 下水道事業に関する情報公開（地方公営企業としての経営の透明化）	公営企業会計による経営の見える化	・公営企業会計共同運用システムの利用 ・財務諸表等の経営に関する情報開示の実施	同左
	各種イベントによる下水道事業に関するPR 【PR活動回数】	【1回/年】 下水道の日等のPR活動継続	【1回/年】 同左
④ 中長期的な収支見直しによる経営健全化（経営戦略に基づく事業運営）	収支見直しに基づく事業の効率化及び収入の適正化	経営戦略の検証・評価、見直し	同左
	接続促進 PR 活動の実施 【水洗化率】	【99.8%】 ホームページ、書面郵送等のPR活動	【100%達成】 同左
⑤ 適正な執行体制の確保（計画的な人材の育成、技術継承）	職員技術研鑽 【研修等参加回数】	【約4回/年】 東京都、多摩地域市町村との連携継続	【約4回/年】 同左

第4章

計画の推進

4-1.

計画の進行管理及び評価・見直し

本プランは、今後の下水道事業全般について、方針および目標を明確にし、効果的に施策を実施するとともに、効率的な経営を目指すものです。

計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政の連携に加え、進行管理に沿った取組を行い、社会情勢の変化やニーズの把握、効率的な経営の観点から、段階毎に進捗状況を確認し、その妥当性について評価を行なっていく必要があります。

PDCA サイクルを基に、毎年度進行管理を行い、その結果を踏まえて点検・評価を5年後に実施し、必要に応じて本プランの見直しを図ります。



図 4-1 PDCA サイクル

表 4-1 進行管理

<div style="text-align: center; background-color: #c00000; color: white; padding: 5px;"> 基本理念 “快適な住環境を支える持続可能な下水道” </div>				
基本方針 (施策の視点)	具体的施策	指 標	前期目標 (令和3年度～令和7年度)	後期目標 (令和8年度～令和12年度)
施策の視点① 汚水処理システムの最適化	①汚水管渠整備 (道路整備に合わせた管渠整備)	道路整備に合わせた汚水管渠整備の実施 【下水道処理人口普及率】	【100%維持】 設計及び工事の実施	【100%維持】 同左
	②施設規模の最適化の検討 (人口減少社会への対応と雨天時浸入水対策の実施)	汚水施設計画見直しの実施	・全体計画策定 ・事業計画策定	左記計画に基づく下谷ポンプ場施設改築更新
		雨天時浸入水対策の実施	雨天時浸入水対策計画の策定(調査実施)	対策実施
③広域化・共同化の検討 (汚水処理事業の連携による効率化)	東京都、多摩地域市町村と連携した 広域化・共同化の検討	取組検討(東京都広域化・共同化計画検討会への参加)	連携継続(令和4年度までに都が作成する「広域化・共同化計画」に即した連携実施)	
施策の視点② 防災・減災の推進	①総合的な浸水対策の実施 (浸水リスクを考慮した効率的な対策の実施)	雨水管渠整備 【雨水整備率(全体計画区域に対する整備率)】	【15.1%】 ・設計及び工事の実施 ・雨水管理総合計画の策定	前期における計画策定に基づき、目標を再設定
		流出抑制施設の設置促進	流出抑制施設及びソフト対策(情報提供)に対する関係部署との連携継続	同左
	②施設の耐震診断の継続実施 (耐震性能の確認及び対策の実施)	重要な幹線等に関する耐震診断・対策の実施	耐震診断実施計画の策定・診断の実施	耐震診断の継続実施(対策の実施)
③災害に対する事前対策及び訓練・維持改善 (地域防災計画及び下水道BCP(業務継続計画)に基づく減災対策)	下水道BCPの見直しと実効性の向上	・下水道BCPの見直し(水害編の策定) ・訓練の実施	訓練の継続	
施策の視点③ 下水道の活用における付加価値向上	①東京都等との連携による下水道資源利用への寄与 (公共用水域の水質保全及び汚泥資源の有効活用)	流域下水道事業への参画継続	資源利用継続 (東京都及び流域下水道構成市との連携継続)	同左
	②雨水貯留及び浸透施設の設置促進 (良好な水環境の確保及び市民の快適で安らぎのある生活への貢献)	流出抑制施設の設置促進	設置促進に関するPR活動への協力	同左
	③親水空間の維持 (水と触れ合える場としての空間利用)	親水施設の活用・維持	施設の活用・維持に対する関係部署との連携、地元自治会との協力体制も維持	同左
施策の視点④ マネジメントサイクルの確立	①日常の維持管理の継続 (定期的な維持管理及び緊急対応による施設機能の維持)	巡視、点検・調査、清掃の実施	・定期点検の実施 ・定期清掃(土砂搬出) 伏越し：年1回 マンホールポンプ：年1回 下谷ポンプ場：月1回 ・維持管理情報(履歴)の蓄積	前期における維持管理情報(履歴)による維持管理計画の再検証に基づき、目標を再設定
	②施設の老朽化対策 (計画的なストックマネジメント)	点検・調査、計画策定、設計・工事の実施	対策優先順位に基づく対策の実施 管渠 点検・調査：13ブロック 計画策定、設計：10ブロック 工事：5ブロック ポンプ施設 調査、計画策定、設計：7施設 工事：5施設	前期における対策情報(履歴)によるストックマネジメント計画の再検証に基づき、目標を再設定
	③下水道事業に関する情報公開 (地方公営企業としての経営の透明化)	公営企業会計による経営の見える化	・公営企業会計共同運用システムの利用 ・財務諸表等の経営に関する情報開示の実施	同左
		各種イベントによる下水道事業に関するPR 【PR活動回数】	【1回/年】 下水道の日等のPR活動継続	【1回/年】 同左
	④中長期的な収支見直しによる経営健全化 (経営戦略に基づく事業運営)	収支見直しに基づく事業の効率化及び収入の適正化	経営戦略の検証・評価、見直し	同左
⑤適正な執行体制の確保 (計画的な人材の育成、技術継承)	接続促進PR活動の実施 【水洗化率】	【99.8%】 ホームページ、書面郵送等のPR活動	【100%達成】 同左	
	職員技術研鑽 【研修等参加回数】	【約4回/年】 東京都、多摩地域市町村との連携継続	【約4回/年】 同左	

參考資料

資料編



1.本市の下水道を取り巻く環境に対する 現状と課題

視点① 下水道の充実と維持

(1) 下水道サービスの提供

本市の汚水処理については、市内全域の下水道整備が概成し、全市民が下水道を使用できる状況にありますが、一部、下水道へ接続していない世帯が残っています。市内の公衆衛生及び生活環境の改善に向け、これらの未接続の解消のため、広報やPR活動等を通して市民のご理解を得る取組みを行っています。

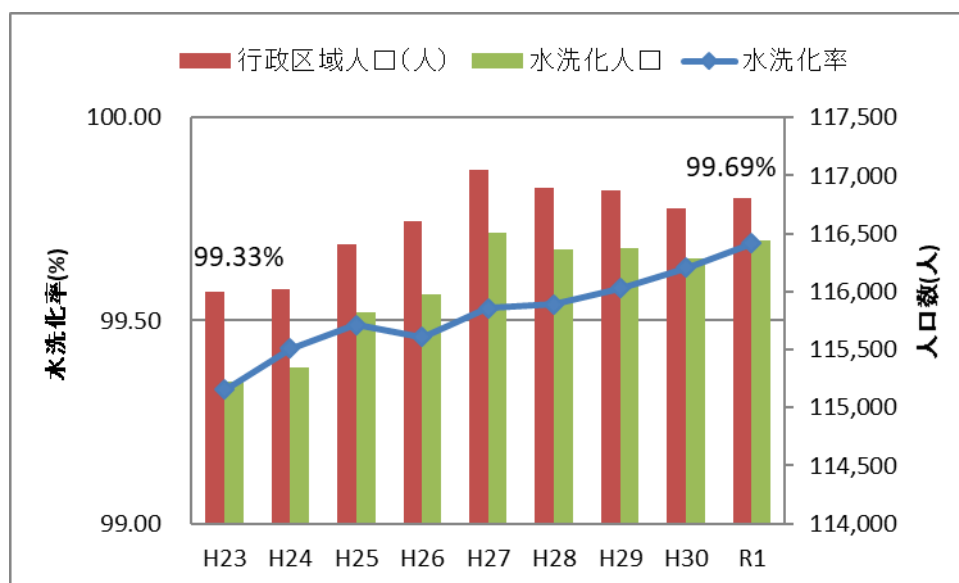
これまでの取組の結果、令和元年度（令和2年4月1日）時点で、水洗化率は99.69%と高い水準となっていますが、下水道への未接続人口362人、未接続世帯159世帯が存在します。

引き続き、全市民が下水道を利用する環境を目指して、未接続世帯の解消に努めていく必要があります。

表1 下水道の利用状況（水洗化率）

年度	行政人口（人） ①	水洗化人口（人） ②	未接続人口 （人） ①-②	水洗化率（%） ②/①×100
H23	115,998	115,223	775	99.33
R1	116,807	116,445	362	99.69
H23との差	+809	+1,222	-413	+0.36

注. 各年度の値は翌年4月1日値。人口、世帯数については、外国人を含む。



注. 各年度の値は4月1日値。人口、世帯数については、外国人を含む。

図1 水洗化人口（水洗化率）の推移

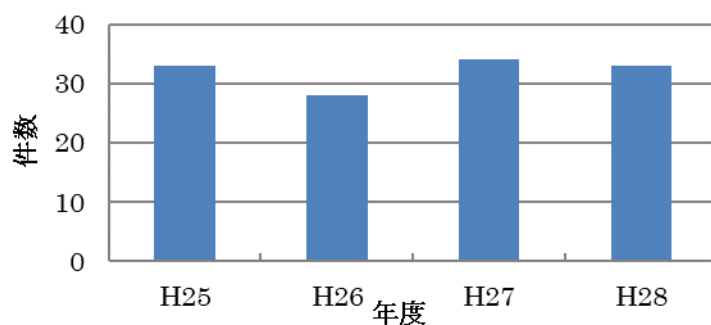
(2) 施設の適正利用

1) 日常管理

下水道施設は、整備して終わりではありません。市民、事業者がいつでも下水道を利用できるように、日常的に維持管理を行っています。

本市では、伏越し及びマンホールポンプは年に1回の頻度で清掃を行い、それ以外の管渠等の管路施設は必要に応じて、適宜、清掃を行っています。また、下谷ポンプ場については、維持管理業務を民間企業に委託し、巡視・点検・清掃を行っています。なお、日常管理については、市民からの下水道施設の不具合に対する報告も重要な情報として活用させていただいています。不具合に対する報告については、マンホールふた周辺の破損・がたつき・異音や、つまり等が多い傾向にあります。

今後も、適切な日常管理を実施し、情報の蓄積とともに、施設の継続的な適正利用に努める必要があります。

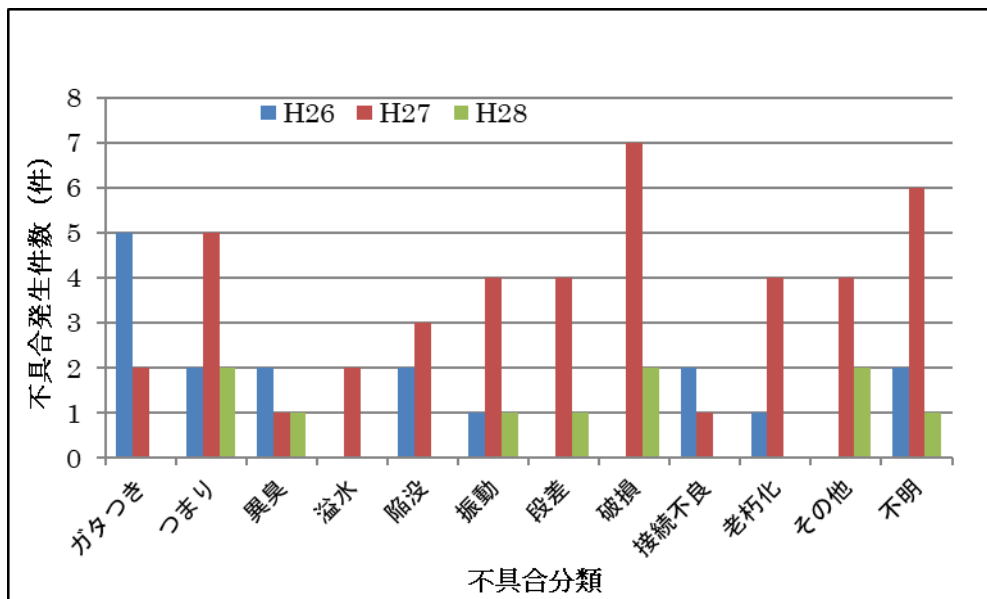


出典：東久留米市公共下水道ストックマネジメント実施方針策業務 平成30年

図2 清掃実施件数の推移



図3 伏越しマンホールの清掃状況



出典：東久留米市公共下水道ストックマネジメント実施方針策業務 平成 30 年

図 4 下水道施設に起因する不具合の報告件数

2) 啓発活動

本市では、下水道施設を適正に使用するため、下水道管渠へ排出される水質の監視や、管渠のつまりや悪臭の原因となる油の流入防止等についての市民・事業者へのお願い（PR）に努めています。

これまで、広報誌や HP への掲載、庁舎電光掲示板への掲示、リーフレット配布等の PR 活動を実施しています。

今後も引き続き、PR 活動を継続し、市民や事業者へのご理解、ご協力のもと、施設の適正利用に努める必要があります。

【庁舎内電光掲示板への掲示】



【リーフレットの配布】



図 5 下水道施設の適正利用（油の流入防止）に関する PR 実施状況

(3) スtockマネジメント

前述のとおり、本市の汚水処理施設は概成しており、現在は管理運営の時代になっています。建設が終了してから時間が経過すると、管渠継ぎ手部のずれや腐蝕、破損、また、地下水の浸入などの問題が発生することがあります。

汚水管渠については、昭和 39 年度の整備開始直後の 4 年間、昭和 55 年度から平成 7 年度までの 16 年間に、特に多く整備されています。

一般的に 30 年以上経過した施設に起因した道路陥没が増加することが示されていることから、これらの管渠は、今後、劣化の度合いが高くなることが予測されます。また、下谷ポンプ場については、ポンプ設備 5 台のうち、3 台は建設当初の平成元年に、残りの 2 台は平成 12 年に設置されたものです。当初設置の 3 台については、設置から 30 年以上経過しており、標準耐用年数である 15 年を超えているため老朽化が懸念され、そのほかマンホールポンプを含めたポンプ設備の改築・修繕も必要となっています。

そのため、下水道施設維持管理を適切に行っていく必要があります。本市では平成 30 年度に管路施設のストックマネジメント実施方針を、平成 30 年度に下谷ポンプ場のストックマネジメント実施方針を策定しました。

今後は、このストックマネジメントの考え方にに基づき、これまでの事後保全から予防保全型の計画的な維持管理への移行を目指しています。

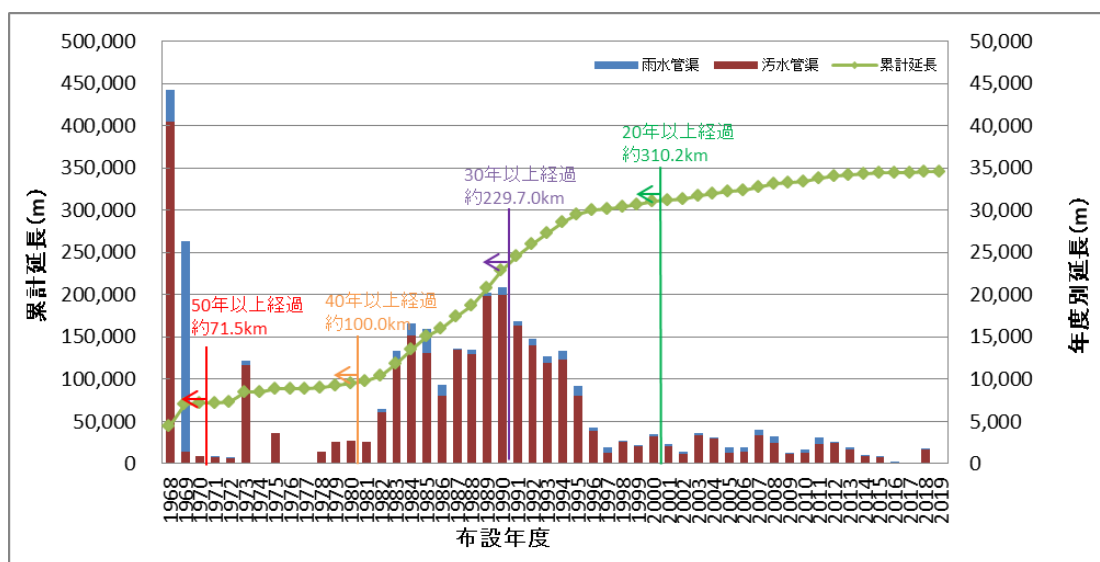


図 6 汚水・雨水管渠の布設年度別延長

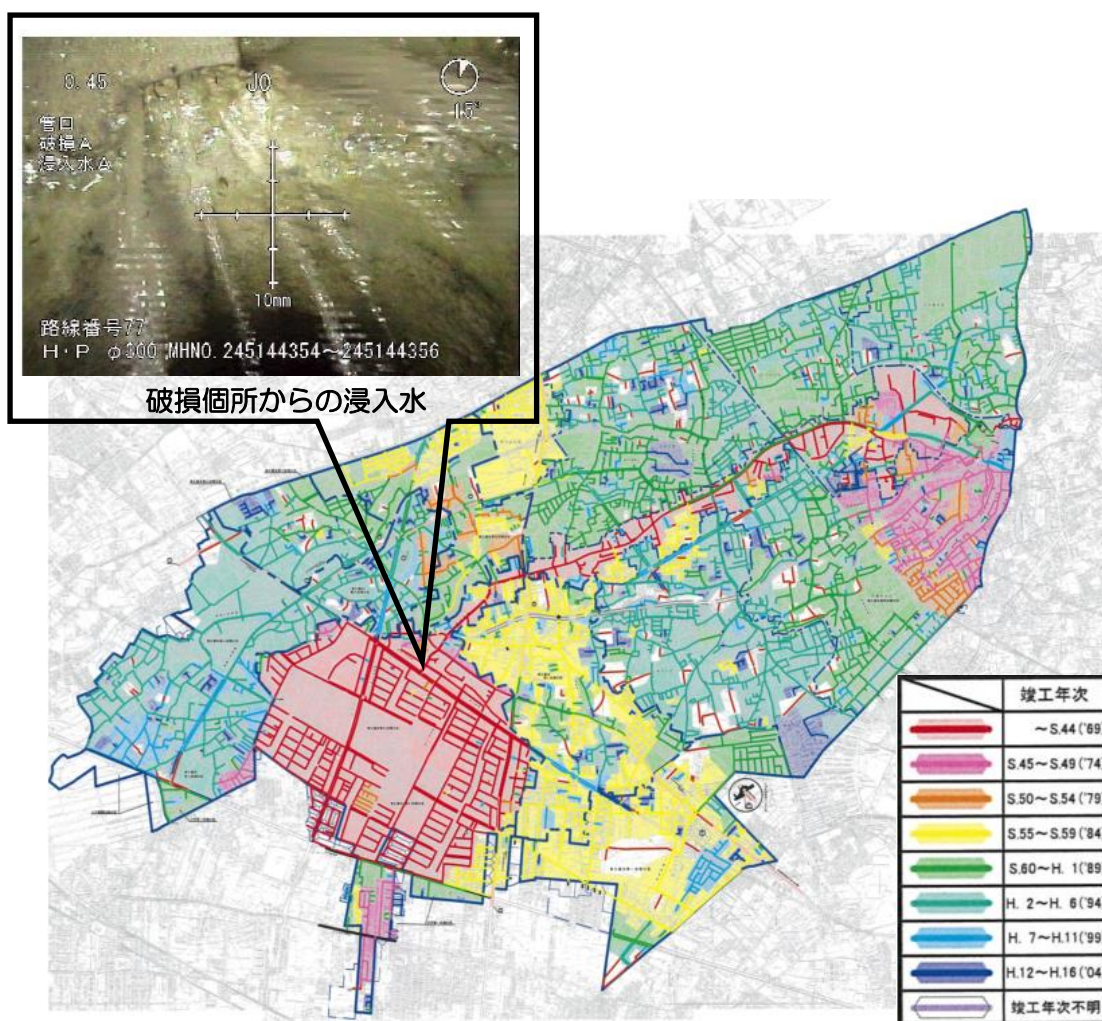


図7 污水管渠の整備状況（布設年度）

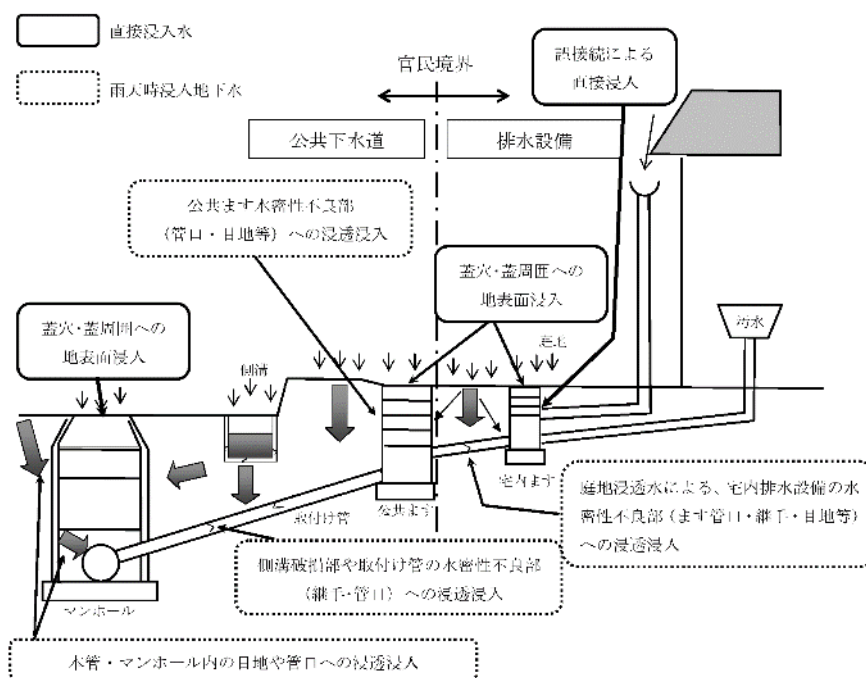
（4）施設規模・処理水量の適正化

本市の一部区域は、下谷ポンプ場を介して、排水しています。ポンプ施設の設置及び維持管理費用については、ポンプ場への流入水量（ポンプ場からの排水量）により左右します。前述のとおり、下谷ポンプ場には5台のポンプが設置されていますが、これからの機械・電機設備等の更新時期を迎えるにあたって、平成26年から平成30年度に自然流下への切替工事を行い、必要ポンプ台数の見直し（5台→3台）を行いました。

また、下水道の排除方式は、污水管渠と雨水管渠を別々に整備する分流式を採用しており、本来、污水管渠には、雨水や地下水が流入しない構造となっていますが、排水設備の誤接合や施設の老朽化による破損等に起因し、污水管渠への雨水や地下水の流入が考えられます。本市では、過年度に下谷ポンプ場流域を対象に調査を実施しており、浸入水が多いことが確認されており、適正なポンプ規模での運転のためにも、浸入水対策が必要となっています。また、本市が属する流域下水道（荒川右岸処理区）においては、

流域幹線における雨天時の溢水被害が生じたことから、関連市に対して、浸入水対策の実施を求めています。

今後は、浸入水対策の実施等により、施設規模・処理水量の適正化を図っていく必要があります。

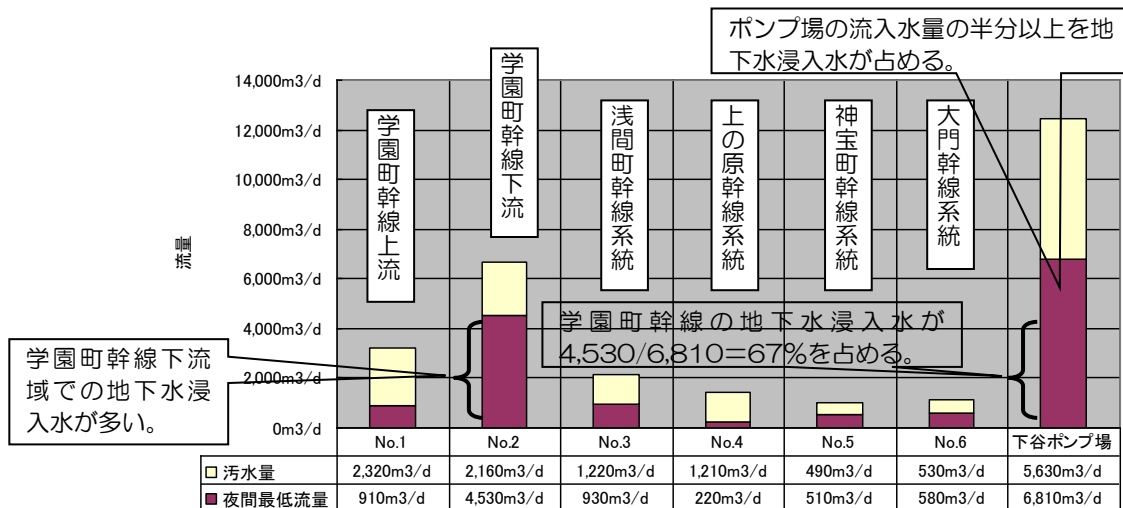


出典：雨天時浸入水対策ガイドライン（案）令和2年1月 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

図8 雨天時浸入水の浸入経路のイメージ



図9 下谷ポンプ場流入区域と過年度流量調査地点



参考：過年度流量調査（平成18年度実施）より整理

図10 下谷ポンプ場流幹線系統別過年度流量調査結果（晴天時流量）

視点② 災害への備え

(1) 浸水への備え

1) 浸水被害状況

本市では、時間最大降雨量 50mm/hr を整備目標とした雨水管渠整備を鋭意進めていますが、整備途上にあります。

過去 3 年間（2017～2019 年）の道路冠水実績と、過去 20 年間（2000～2019 年）の道路冠水実績を以下に示します。20 年間の実績では、時間最大降雨量 10 mm/hr 未満でも道路冠水が発生していましたが、過去 3 年間の実績についてみると、特に整備済区域での道路冠水の発生が減少していることから、雨水整備の効果がみられます。

今後は、道路冠水が発生している雨水管渠が未整備の区域について、整備を進めていく必要があります。



図 11 過去 20 年間（2000～2019 年）の道路冠水箇所

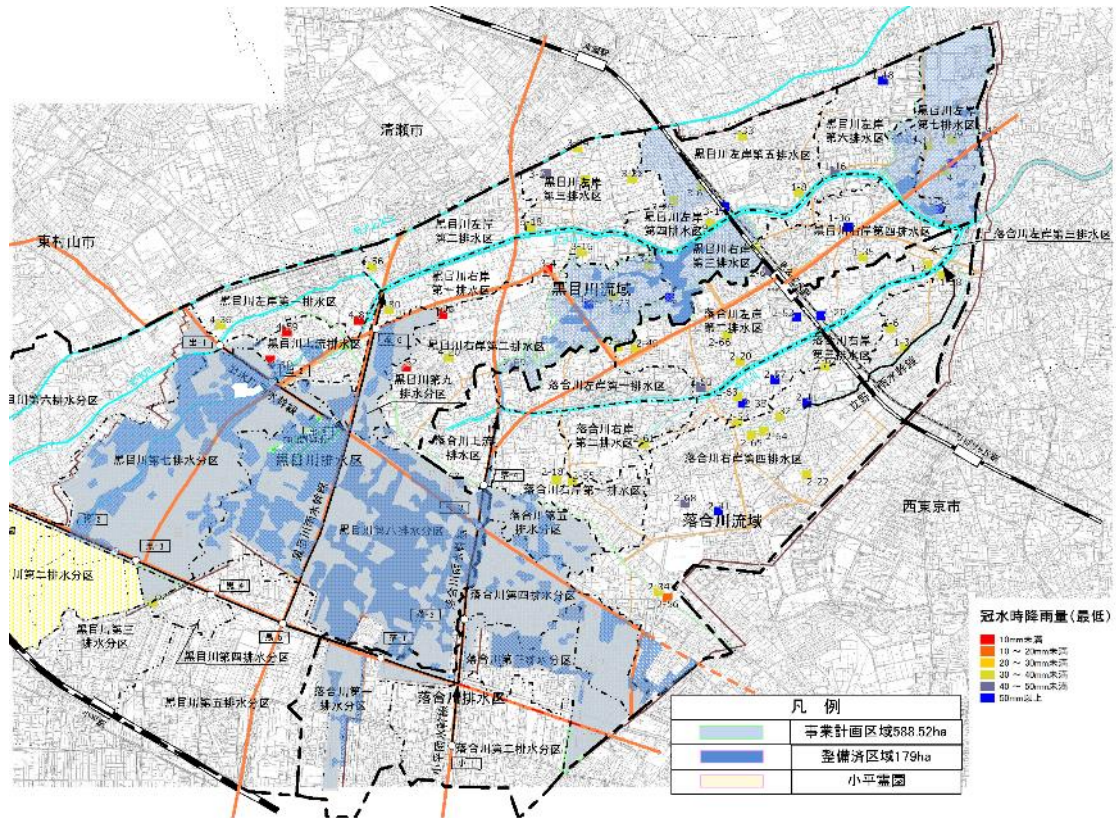


図12 過去3年間(2017~2019年)の道路冠水箇所と雨水整備済区域

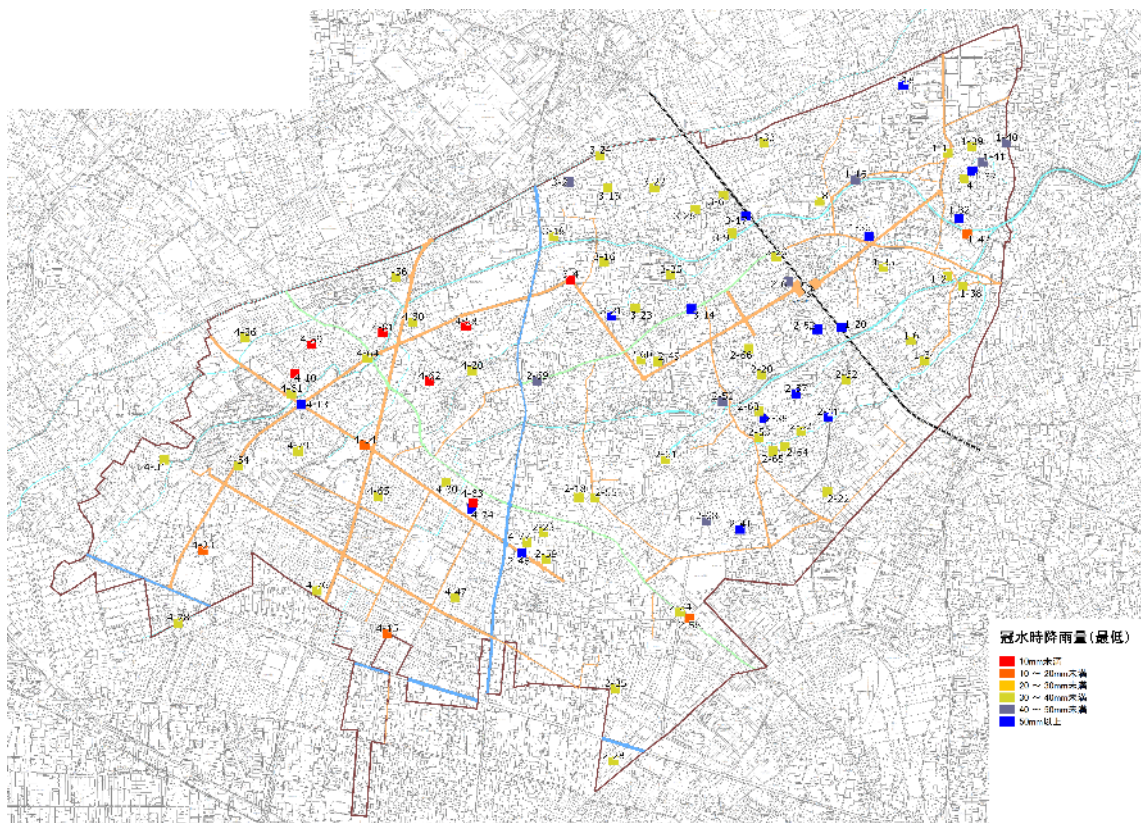


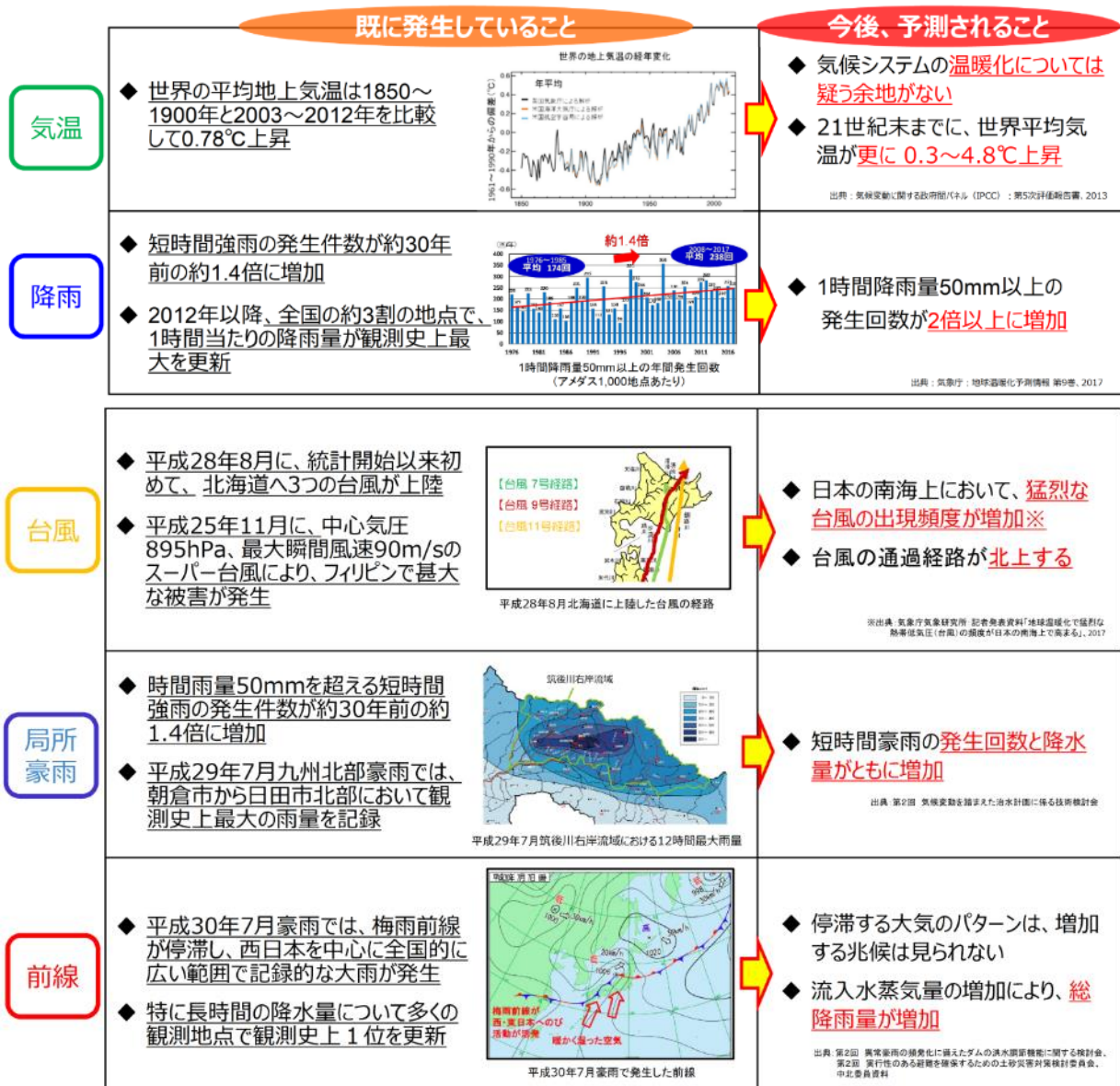
図13 過去3年間(2017~2019年)の道路冠水箇所(参考)

2) 気候変動への対応

昨今の気候変動により、今後も 21 世紀末までに、世界平均気温が更に 0.3~4.8°C 上昇するとされています (IPCC 第 5 次評価報告書による)。

また、気象庁によると、このまま温室効果ガスの排出が続いた場合、短時間強雨の発生件数が現在の 2 倍以上に増加する可能性があると言われています。さらに、今後、降雨強度の更なる増加と、降雨パターンの変化も見込まれます。

本市では、前述のとおり、時間最大降雨量 50mm/hr を整備目標とした雨水管渠整備を鋭意進めています。計画規模以上の降雨への対応も必要となっています。



出典：第 1 回気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会 資料 3 (国土交通省水管理・国土保全局下水道部)

図 14 気候変動の影響

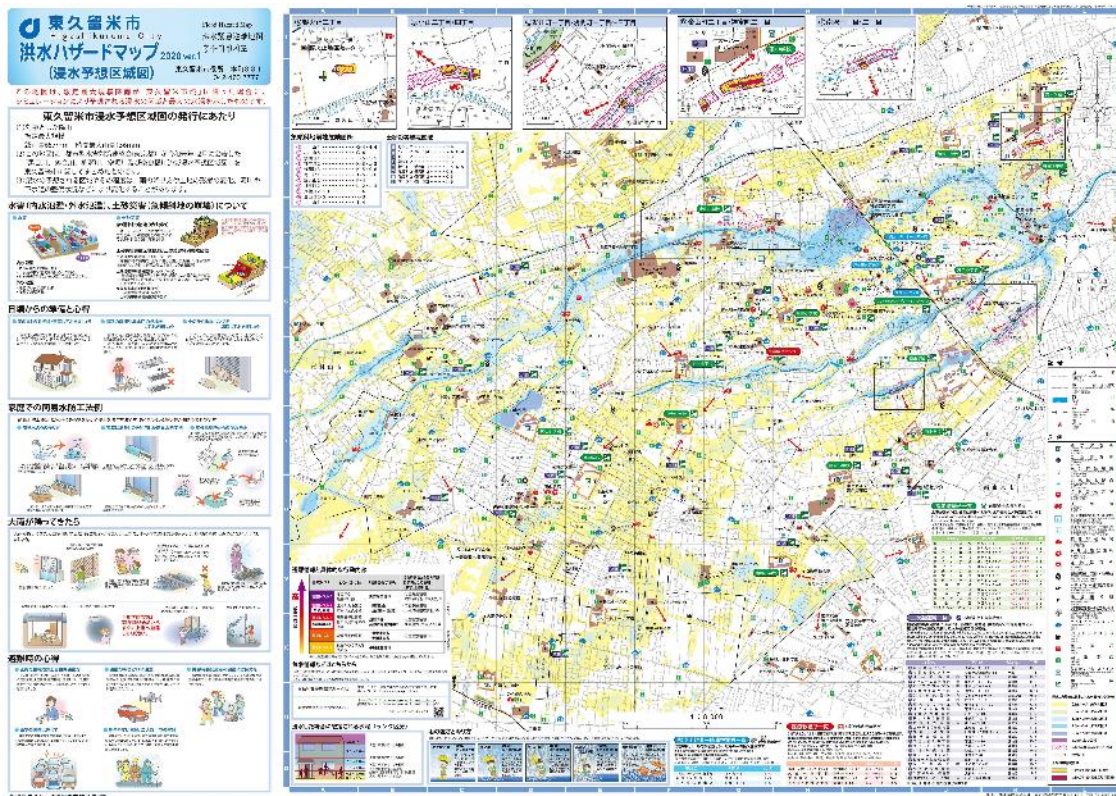
3) 浸水被害想定

東京都では、河川流域ごとに浸水予想区域図を公表しています。

本市では、東京都公表の浸水予想区域図を基に、本市の避難場所等の防災関連施設の位置等を併せて示した洪水ハザードマップを作成し、公表しています。

同ハザードマップでは、想定最大規模降雨（総雨量 657mm、時間最大雨量 156mm）に対する浸水予想区域図を示しており、市内の広範囲で浸水被害が発生することが想定されています。

大規模降雨に対しては、市で実施する施設整備（ハード整備）のみでは、浸水被害の防除に限界があることから、市民・事業者との連携のもと、浸水被害の軽減に努めていく必要があります。



出典：東久留米市防災防犯課（令和2年3月作成）

図 15 東久留米市洪水ハザードマップ

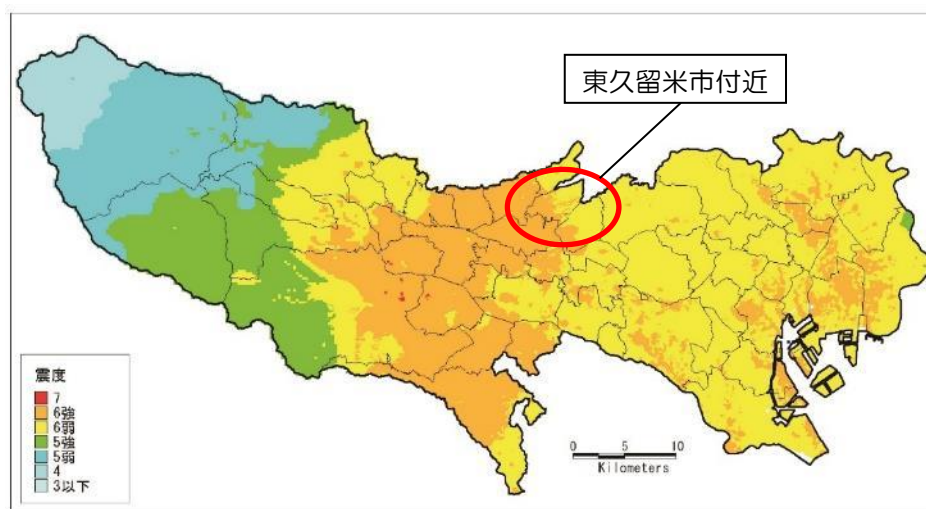
(2) 地震への備え

1) 地震の被害想定と施設対策

本市地域防災計画では、東京都公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」で予測された結果を反映し、大規模地震（「多摩直下地震（冬の夕方 18 時）」を設定）が発生した際の被害予測として、下水道施設の被害率は 19.5%と想定されています。

平成 20 年度には、「地震対策緊急整備計画」を策定し、耐震対策の必要な路線の抽出、優先順位の設定を行いました。その後、平成 25 年度に一部管路施設の耐震診断を実施し、耐震性能が確保できていることを確認しました。また、令和元年度には、下谷ポンプ場の耐震診断を実施し、耐震性能が確保されていることが確認されました。

引き続き、その他の施設の耐震性能の確認を行うとともに、必要に応じて、対策（耐震性能の確保）を行っていく必要があります。



出典：首都直下地震等による東京の被害想定 平成 24 年 4 月 18 日公表

図 16 多摩直下地震（M.7.3）の震度分布予測

表 2 本市ライフラインの被害想定

項目		都全体	区部	多摩地区	市	
電力	停電率	8.8	7.8	11.0	7.7	
通信	固定電話不通率	2.0	1.3	4.1	2.7	
ガス	供給支障率	①*1	6.5	0.1	29.1	0.0
		②*2	84.6	81.1	97.2	100.0
上水道	断水率	36.9	38.7	33.1	31.2	
下水道	管きよ被害率	23.2	23.5	22.9	19.5	

(%)

*1 低圧ガスブロック内の全域でSI値が60kineを超える場合

*2 低圧ガスブロック内の1/3でSI値が60kineを超える場合

出典：東久留米市地域防災計画（震災編）（平成 28 年 2 月改訂）

2) 減災対策

本市では、非常時においても下水道施設の機能を確保するために、「東久留米市公共下水道業務継続計画（下水道 BCP）」を平成 30 年度に策定し、実行可能なものから速やかに対策を進め、被害を最小限に抑えるもしくは、早期に復旧させる仕組みを整えています。

大規模地震発災後に行う非常時業務を迅速かつ的確に実施するためには、震災に対する職員の意識と災害現場に対する対応力の向上を図り、非常時業務を迅速に実施できるよう、訓練を行う必要があります。

近年では、東京都と合同でし尿受入れと情報伝達訓練を実施しております。また、市の HP では、日頃からの準備と心得や非常持ち出し品、避難所等を示した防災マップを公開しています。

引き続き、非常時業務を迅速に実施できるよう、継続して訓練を行うとともに、市民・事業者との連携のもと、被災時の被害の最小化に努めていく必要があります。

東久留米市公共下水道業務継続計画（地震編）

【4章】事前対策計画

事前対策リスト

以下に示す事項について事前に対処を図る。

- ◆データのバックアップ及び資格情報の確保
- ◆関連行政部局との連絡・協力体制の構築
- ◆多寡ルール及び支援ルールの確認
- ◆受援体制の整備と充実
- ◆民間企業との協定締結・見直し
- ◆住民等への情報提供及び協力要請
- ◆その他の対策

協定の締結

今後締結を進める協定を以下に示す。

目的	相手	締結先(業)	協定内容
緊急被害状況の把握	災害時の管線化設備の調査(一次調査、二次調査)にから人員・夜間・関する後継等の確保、対応に関する協定	(会社)：日本下水道管線管理協会 (多寡ルール)	No.8, No.9
巨額土木工事機材の調達	災害時の発出作業にから人員・技術等の提供確保、対応に関する協定	(会社)：日本下水道管線管理協会	No.10, E4
被災土砂等の産業廃棄物の処理	協定活動において発生する土砂、産業廃棄物の処理・処理に関する協定	産業廃棄物処理業者	No.4B, E4
異域材調達の確保	災害時の緊急ポンプ、ポンプ機、ポンプ機、土留等緊急対策に用いる異域材調達の要請、対応に関する協定	リース会社	No.8K, 05
燃料調達の確保	自家発電機の燃料供給に関する協定	燃料供給会社	No.17~20, 10a
排水処理の確保	災害時の処理設備の稼働確保、影響対策等の協定	排水処理会社	無
排水処理の確保	災害復旧活動に関する協定	建設会社	No.5
電力供給の確保	被災した処理設備の復旧(応急対応)	(株)東電電力ネットワーク(株)	無
支援物資の受入れ	管線調整等の確保	水テラスバ等	無

【5章】訓練・維持改善計画

訓練計画

以下に示す事項について毎年訓練を行う。

- ◆参加訓練
(地震を想定した職員の手当訓練)
- ◆災害確認訓練
(携帯電話・災害用伝言板(webd11)を活用した災害確認訓練)
- ◆情報伝達訓練
(1)下水道対応本部(下水道再生センター・処理施設の確保、災害状況の把握、市の防災センター)及び下水道本部(下水道・管線への出入に際する確認・立派・共有)下水道対応本部(下水道本部、下水道本部、下水道本部)の体制、共有品管理方針の確認等)
- ◆管理委託施設の情報伝達訓練
(管線業者の災害対応、下水道ポンプ、雨水貯留池、マンホールポンプの緊急時の情報伝達(業者からの報告)、指示(業者への指示)訓練)
- ◆受援訓練
(重要な設備等、重要な下水道施設の目標確認)
- ◆水再生センターへのし尿受け入れ訓練
(下水道再生センターへのし尿受け入れ・受け入れ訓練)
- ◆多寡地域情報伝達訓練
(1)下水道対応本部(下水道再生センター)と下水道本部およびブロック内市町村(※2)、自治体職員(下水道支援シミュレーション(多寡ルール))
- (2)下水道対応本部(下水道本部、下水道本部)と下水道本部(下水道本部)との相互連携シミュレーション(災害発生後)
- (3)下水道対応本部(下水道本部)と下水道本部(下水道本部)との相互連携シミュレーション(災害発生後)

※1 東久留米市が代表都市でない場合(代表都市：東村山市) ※2 東久留米市が代表都市の場合

維持改善計画

以下に示す事項について維持改善を図る。

【改定計画】

- ◆定期改定(人事異動、組織変更、見直し等に伴う改定)
- ◆臨時改定(臨時の人事異動、組織変更等に伴う改定)

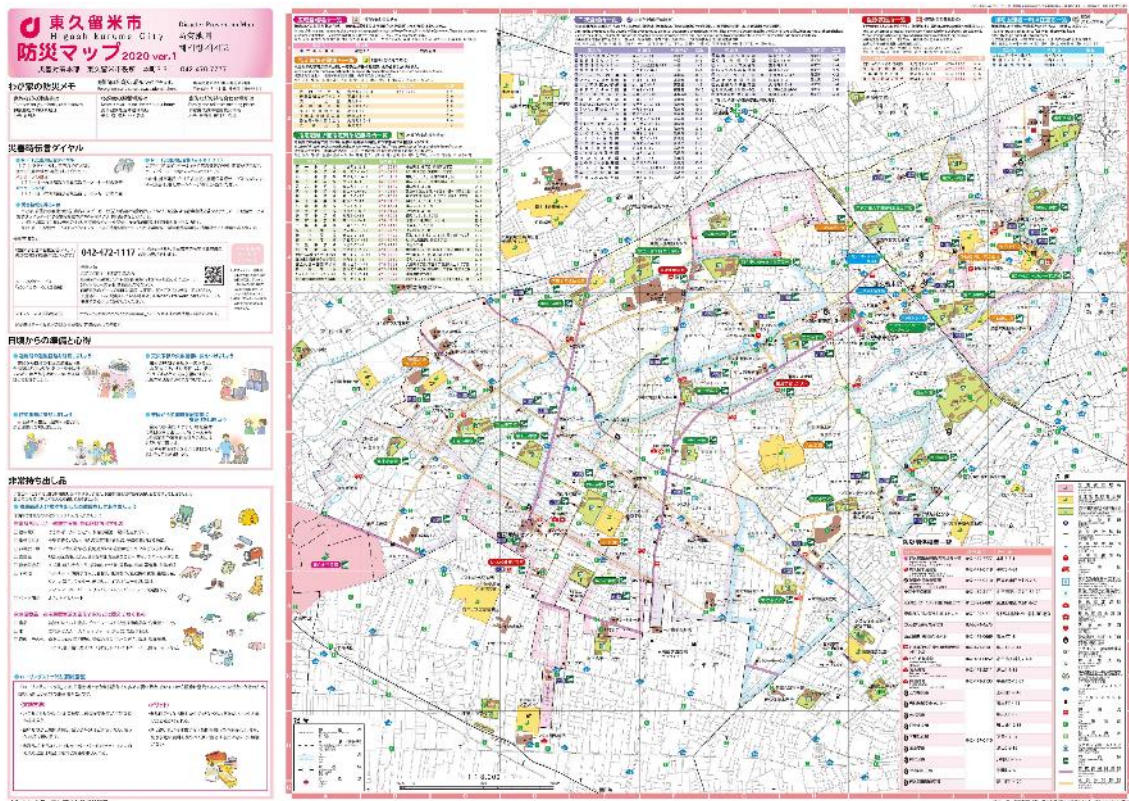
【周知計画】

- ◆下水道に関わる職員全員に対する周知
- ◆維持管理業者に対する周知

【点検計画】

- ◆下水道BCPの内容・改定に関する点検
- ◆事前対策実施に関する点検
- ◆訓練実施に関する点検
- ◆関係者の状況に関する点検
- ◆下水道設備のバックアップに関する点検
- ◆周知活動に関する点検

図 17 東久留米市公共下水道業務継続計画（地震編）の概要



出典：東久留米市防災防犯課（令和2年3月作成）

図 18 東久留米市防災マップ

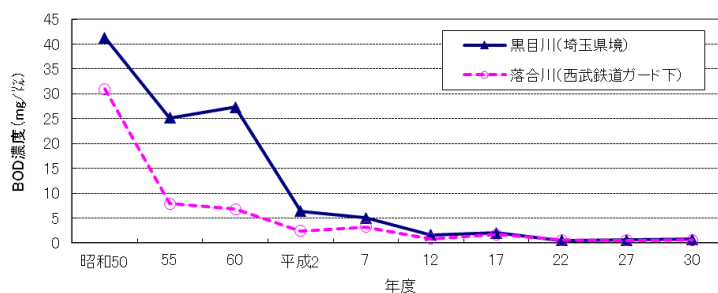
視点③ 水環境の保全

(1) 河川

市内には、黒目川、落合川を中心に、その支川である揚柳川（小平排水）、西妻川、出水川、立野川、弁天川、中溝川の8河川が流れています。このうち、環境省の環境基準類型では、黒目川はA類型（BOD2mg/ℓ以下）、落合川はAA類型（BOD1mg/ℓ以下）に指定されています。本市では、この8河川に水質調査地点12箇所を設定し、定期的に年3回の水質調査を行い監視しています。

下水道の整備以前では、生活雑排水がそのまま公共用水域へ排出されていたことにより、河川などの水質が悪化するという状況にありましたが、現在の黒目川および落合川の水質（BOD）は、環境基準値以下で安定しており、下水道整備初期の昭和40年代と比べて、大きく水質が改善されています。

引き続き、下水道を適切に維持し、河川水質環境の保全に寄与していく必要があります。



参考：統計東久留米より整理

- 注1. BODとは、水の汚れを表す指標で、一般的には人為的に汚染されていない河川では1mg/ℓ程度です。
- 注2. 環境基準値については、黒目川は、平成9年に生活環境の保全に関する環境基準の類型をD類型からC類型（基準値は10mg/ℓから5mg/ℓ）に、平成29年にC類型からA類型（基準値は5mg/ℓから2mg/ℓ）に変更されました。落合川は、平成29年に新たにAA類型（基準値1mg/ℓ）として追加されました。
- 注3. 昭和50年度の落合川については、毘沙門橋での観測結果を示します。

図19 本市内主要河川のBOD観測結果の推移



(平成7年当時)



(令和2年現在)

図20 河川の汚濁状況の比較（立野川）

(2) 湧水

本市には、東京都が、湧水の保護と回復を図るため、水量、水質、その湧水にまつわる由来、周辺の景観などに優れた湧水を指定した「東京の名湧水(57選)」の3箇所(南沢緑地、竹林公園、黒目川天神社前)をはじめとする40箇所の湧水や、これらを水源とする黒目川、落合川などがあり、水辺環境に恵まれています。また、環境省においては水環境保全の一層の推進を図ることを目的として、昭和60年に選定した「名水百選」に加え、新たな名水「平成の名水百選」を選定しており、本市の「落合川と南沢湧水群」が都内で唯一選ばれています。

引き続き、下水道として水循環に寄与することで、湧水の保全に努めていく必要があります。

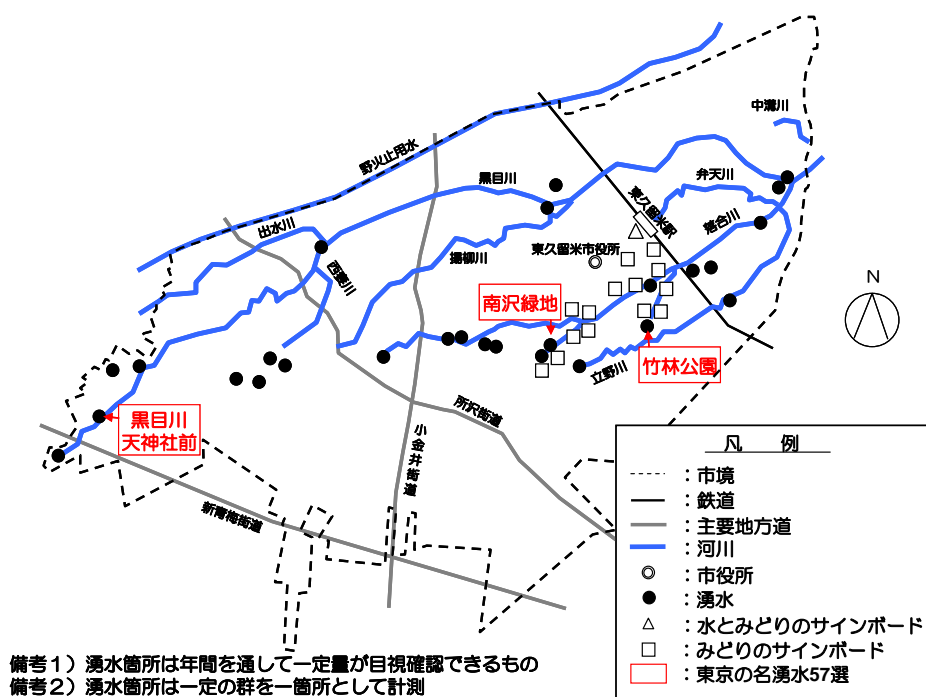


図 21 市内の湧水箇所



図 22 平成の名水百選にも選ばれている落合川(左)と南沢湧水群(右)

(3) 水辺空間（親水整備）

黒目川上流域については、緑地、広場や寺社などが点在するとともに、特に最上流部は、まとまった緑地保全地域に囲まれ、自然環境に恵まれた地域です。本市では、地元自治会等からの要望や新所沢街道での道路冠水被害も踏まえ、浸水対策と親水機能を両立するものとして水辺空間の創出を図っています。

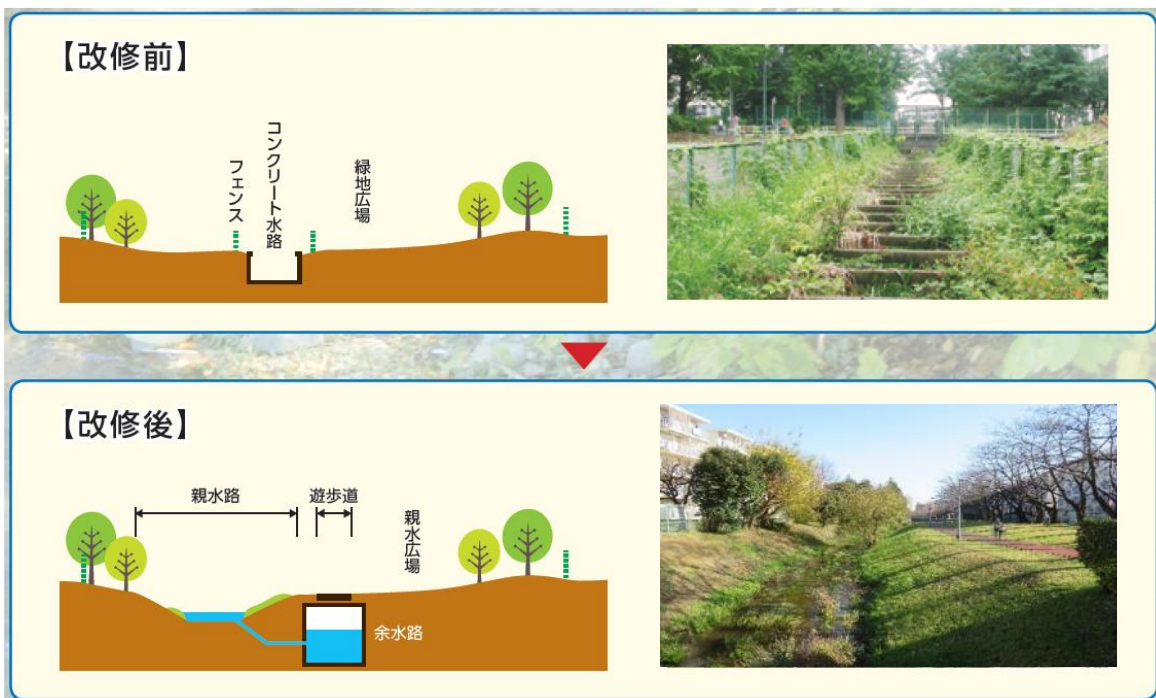
これは、平成11年に、「黒目川上流域親水化検討委員会」を発足させ、学識者および市民参加による計7回の検討会での議論をもとに、親水化計画の提言をいただいたことから、黒目川上流域の2.3kmを整備対象とし、国土交通省の「新世代下水道支援事業制度」の採択を受け、事業を実施したものです。

引き続き、下水道として、水辺空間を良好に維持し、市民が水とふれあう場の保全に貢献していく必要があります。



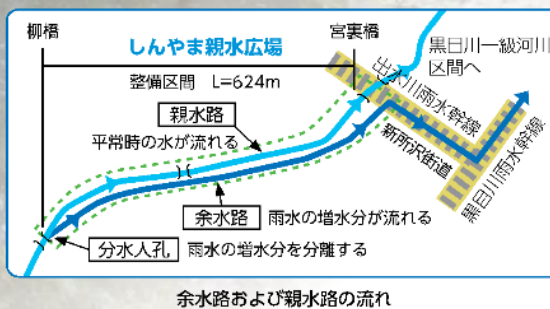
参考：黒目川上流域親水マップをもとに加工

図 23 黒目川上流域親水整備状況



親水路と余水路について

大雨等により増水した雨水が直接、親水路に流れることを防ぐため、「余水路」という地下式の雨水幹線をつくりました。整備区間の最上流部に「分水人孔（分水マンホール）」という施設をつくり、ここで増水した余分な雨水を分離します。分離した雨水は余水路を流れて、「出水川雨水幹線」「黒目川雨水幹線」という下水道を通り、東京都が管理する下流側の黒目川一級河川区間へ至ります。



参考：黒目川上流域親水マップを加工（写真更新）

図 24 しんやま親水広場の整備前後の状況

(4) 湧水・清流保全都市宣言

前述の湧水及び清流の保全のため、本市は「湧水・清流保全都市宣言」を宣言しています。また、こうした湧水や清流の保全・回復や水量の確保のため、下水道整備の他、地下水涵養や雨水流出抑制等を目的とした「雨水浸透施設設置」を推進しており、平成17年に「東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例」を制定し、良好な水環境の確保及び市民の快適で安らぎのある生活に資することとしています。

なお、本市では、浸透施設の設置促進のため、既存住宅に対して、雨水浸透施設（ます）の設置に補助金を支給しています。

浸透施設の設置については、水循環の観点の他、浸水対策にも寄与することから、引き続き推進していく施策と考えています。

湧水・清流保全都市宣言

私たちのまち東久留米市には、黒目川・落合川・立野川を代表とする、湧き水による幾筋もの川があります。縄文の時代より人々はこの清き水に集い、やがてむらやまちがつくられ、暮らしが営まれてきました。

時は移り、都市化と生活様式の変化により、みどりや湧き水が減り、川が汚れた時期もありました。しかし、人々の努力によりその流れを絶やすことなく、清らかさを取り戻した湧き水の流れは清流に集まる生き物を育み、市民に潤いと安らぎを与えるとともにまちの象徴にもなっています。

東京で唯一、「平成の名水百選」に選ばれた川が流れる東久留米市で暮らす私たちは、まちを潤す湧水と清流を誇りとしています。私たちは、このすばらしい環境を次の世代によりよいかたちで引き継いでいくために、樹林や農地のみどりなどが、地下水を豊かにし、湧き水と多くの生き物の命を育んでいる仕組みを大切に、今後市民・事業者・行政が力を合わせて湧水と清流の保全に取り組んでいくことを宣言します。

2011年（平成23年）6月11日

図 25 湧水・清流保全都市宣言

東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例

平成17年6月23日

条例第22号

（目的）

第1条 この条例は、東久留米市（以下「市」という。）における湧水及び清流の保護、回復（以下「湧水等の保護」という。）を図ることにより、良好な水環境の確保及び市民の快適で安らぎのある生活に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において雨水浸透施設とは、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装又は雨水浸透側溝等雨水の地下浸透を促進するための施設をいう。

（市の責務）

第3条 市は湧水等の保護を図るため、その施策の策定及び実施に努める責務を有する。

2 市は湧水等の保全に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、率先して湧水等の保護を推進するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、湧水等の保護に努めるとともに、市が推進する湧水等の保護に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、市が推進する湧水等の保護に関する施策に協力するとともに、市及び地域社会に協力し、積極的に湧水等の保護に努める責務を有する。

（つづく）

(つづき)

(連携及び協力)

第6条 市、市民及び事業者は、連携を図り、湧水等の保護に係る必要な活動を協力して行うものとする。

(国等との協力)

第7条 市は、湧水等の保護を図るために広域的な取り組みを必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、国等に対し、必要に応じて協力を要請するものとする。

(啓発活動等)

第8条 市は、市民及び事業者その他湧水等の保護に関心のあるものに対し、湧水等の保護に係る知識の普及及び情報の提供等意識の啓発に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者又はこれらのもので構成される民間団体が行う湧水等の保護のための活動について、必要な助言、指導又は助成をすることができる。

(湧水等の水質保全)

第9条 何人も、廃棄物の投棄等みだりに湧水等の汚濁を招く行為をしてはならない。

(水質等の検査)

第10条 市は、湧水等の水質について、定期的に検査を実施するとともに、その監視に努めるものとする。

2 市は、前項の検査の結果をはじめ湧水の水質に異状が認められたときは、速やかに国等に連絡し、必要な措置を講ずるものとする。

(雨水の地下浸透)

第11条 市、市民及び事業者は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）に基づき、湧水等の水量確保のため、雨水利用及び地下水の涵養に努めなければならない。

(雨水浸透)

第12条 市は、湧水等の水量確保及び雨水の流出抑制のため、雨水利用及び雨水浸透施設の普及を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(災害時の利用)

第13条 市は、災害時に湧水等を利用できるようその保護に努め、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、東久留米市規則で定める日から施行する。（平成18年5月規則第39号で、同18年6月1日から施行）

図 26 東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例

【補助対象者】

敷地が1,000平方メートル未満
の既存の個人住宅(新築、増築等
を除く一般住宅)を所有する方

【補助金額】

設置状況により、経費の全部
または一部

種類	工事費単価
300型	26,000円
250型	23,000円

※換算屋根面積は1基につき35m²までとする。

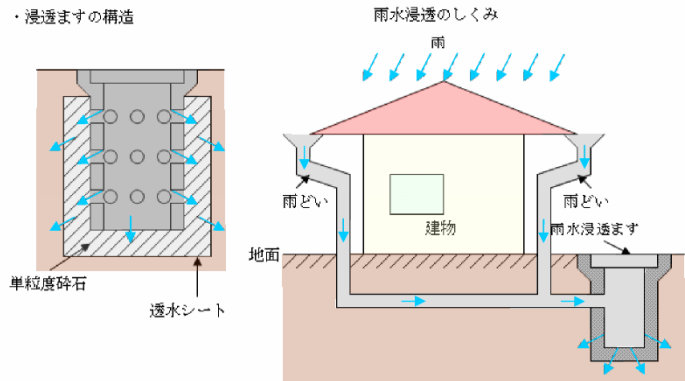


図 27 本市の既存住宅における雨水浸透施設（ます）設置補助概要

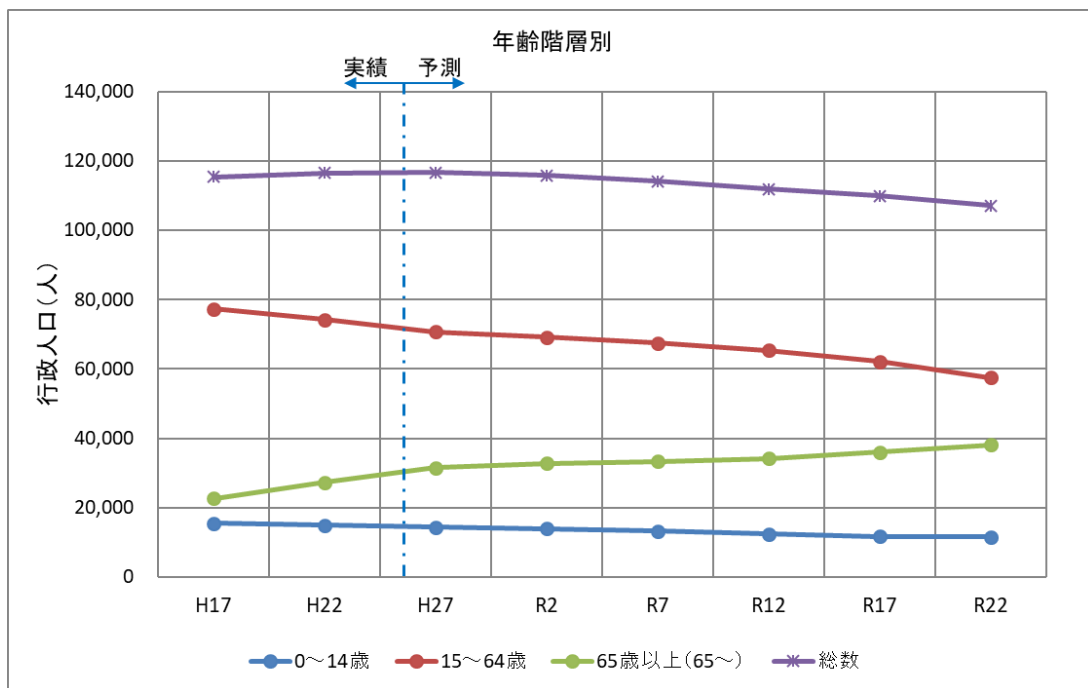
視点④ 下水道の安定経営

(1) 使用料収入見込み（人口予測）

東久留米市の将来人口について、令和元年の「東久留米市第5次長期総合計画策定に係る主要指標の推計（人口フレーム・財政フレーム）」を基に整理すると、総人口は年々減少傾向にあります。

また、生産年齢人口の減少、老年人口の増加が推計されており、少子高齢化社会を迎えています。

この今後の人口減少により、使用料収入の減収も予測されることから、より効率的な事業運営が求められます。



参考：東久留米市第5次長期総合計画策定に係る主要指標の推計（人口フレーム・財政フレーム）よりデータを整理

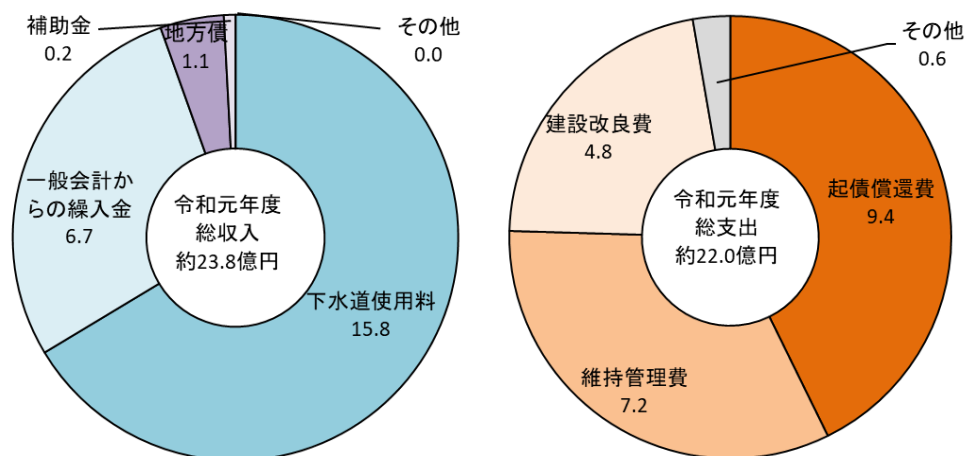
図 28 将来人口予測

(2) 令和元年度における歳入・歳出の状況

下水道事業（汚水）における令和元年度の収入は、下水道使用料収入が大半を占め、残りは一般会計からの繰入金となっています。この一般会計繰入金の約6.7億円のうち、基準外の繰入金（本来、下水道使用料で賄うべき部分）が約1.8億円ある状況にあります。

支出については、今までの建設に使った地方債の返済にあたる起債償還費と維持管理費が大半を占め、次いで、建設改良費の順となっています。

本市の污水管渠整備は概成し、整備の事業投資のピークは過ぎている状況にあります。今後は、建設した施設を活用し、事業経営を行っていく維持管理の段階に移行しており、污水事業については、独立採算を目指した経営が必要となってきます。なお、雨水事業については、公費負担であることを踏まえ、投資効果を見極めながら効率的に事業を実施していく必要があります。



※例年は歳入歳出差引残高0円で決算しているが、令和元年度は公営企業会計移行前年度のため、打切り決算により収入の方が約1.8億円高い

図 29 令和元年度における下水道事業の収支 (単位：億円)

(3) 経営状況比較

総務省公表の「下水道事業経営比較分析表 (平成 30 年度)」を基に、荒川右岸東京流域下水道構成市との経営状況の比較を以下に示します。

なお、本市においては、近隣都市で考慮している建設時における市民・事業者からの受益者負担金を徴収しておらず、使用料金対象経費の汚水処理原価 (資本費) として、建設費の回収を行っています。

今後は、効率的な事業実施とともに、経営改善による経営基盤の強化が必要となります。

【東久留米市の経営上の主な特徴 (周辺市との比較)】

- ・一般家庭用使用料 (1 ヶ月 20m³あたり)、使用料単価は、近隣都市平均より高く、近隣都市の中で最も高い指標となっています。
- ・汚水処理原価は、近隣都市平均より高く、近隣都市の中で 2 番目に高い指標となっています。
- ・経費回収率は、近隣都市平均より低く、近隣都市の中で 2 番目に低い指標となっています。
- ・水洗化率は、比較都市の中で最も高く、投資に対して回収が適切に行われていることが想定できます。

表3 荒川右岸東京流域下水道構成市（近隣都市）との経営状況比較

重要指標		東久留米市	近隣都市平均	備考
一般家庭用使用料(1ヶ月20m ³ あたり)	[円/月]	2,095	1,684	値は小さい方が良好な指標
使用料単価	[円/m ³]	139.3	118.2	
汚水処理原価	[円/m ³]	151.4	111.2	
汚水処理原価(維持管理費)	[円/m ³]	77.5	65.9	
汚水処理原価(資本費)	[円/m ³]	73.9	45.3	
経費回収率	[%]	92.0	111.2	値は大きい方が良好な指標
経費回収率(公費分控除前)	[%]	81.0	104.5	
水洗化率	[%]	99.6	99.4	

参考：総務省 下水道事業経営比較分析表（平成30年度）より整理

(4) 東久留米市財政健全経営計画〔実行プラン〕

本市では、平成27年に「東久留米市財政健全経営計画（計画期間：平成28年度～令和3年度）」を策定しました。同計画の実行プランは下水道に関する財政運営の取組について以下のとおり掲げています。

同計画の期間内においては、地方公営企業法の適用・公営企業会計化（令和2年4月法適用）の取組や下谷ポンプ場の流入区域の縮小について実施しました。また、下水道使用料について、平成25年4月より、料金改定を行った結果、経費回収率の改善が確認されています。

本プランとともに策定する「東久留米市下水道事業経営戦略」に基づき、財政健全化に向けた取組を実現していくことが必要です。

表4 東久留米市財政健全経営計画〔実行プラン〕に掲げる下水道の取組

項目	実施概要
下水道事業への地方公営企業法適用、公営企業会計化	国から下水道事業に関し、事業の経営実態をよく表すとともに、経理の内容の明確化や透明性の確保の観点から地方公営企業法の適用の推進を要請されているため、その実施に向けた取組を進めていく。
下水道使用料の見直し	自主的な下水道施設の維持管理・運営を図るため、適正な受益者負担による下水道使用料の設定を図っていく。
公共下水道施設維持管理等の効率化	下谷ポンプ場流入区域の管きょルートの見直しを行い、下谷ポンプ場への汚水流入量を減らすことで、維持管理費の削減を図っていく。

参考：東久留米市財政健全経営計画〔実行プラン〕より整理

2. 用語集

【あ行】

●アウトソーシング

業務の一部を、より専門的な外部の企業などに委託すること。

●一般会計繰入金

一般会計から特別会計である下水道事業会計へ支出した経費。下水道事業会計に対して一般会計から繰出すべき資金で総務省により繰出基準が定められている。

●雨水管理総合計画

下水道による浸水対策を実施する上で、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めるものである。

●雨水浸透ます

雨水ますの底部および側面に穴を開け、その周囲に砂利を敷き並べ、そこから雨水を地下に浸透させるもの。

●雨水整備率

雨水計画区域面積に対する整備済み面積の比率。

●汚水処理人口普及率

行政区域内の総人口に占める処理区域内人口の割合。

●汚泥

下水処理場などから発生する泥状物質の総称。

●温室効果ガス

温室効果ガスとは、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。主なものには二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、各種のフロンがある。

【か行】

●改築

更新または長寿命化対策により、所定の耐用年数を新たに確保するもの。

●環境基準

国や地方公共団体が公害防止対策を進めるために設定する望ましい環境の質のレベル。環境基本法第 16 条により「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染および騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、および生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と規定されている。

●環境基本計画

環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する目標や施策の方向、環境への配慮の指針を定めている。

●幹線管渠

下水の取入れを図る枝線を集め、処理場への導流を図るための管渠。一般に、下水道法施行令に規定する「主要な管渠」のことで、下水排除面積が 20ha（その構造の大部分が開きよのものにあっては 10ha）以上の管渠を指す。

●経費回収率

汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。

●下水道事業経営戦略

下水道事業の財政と経営状況を踏まえ、投資計画と財政計画の収支が均衡する健全な事業経営の実現を目指し策定する戦略。

●下水道地震対策緊急整備計画

「下水道地震対策緊急整備事業（平成 18 年度に国が創設）」の実施計画として策定するものであり、地域や施設の重要性および地震対策の優先度に基づき、対象とする地域、計画目標、計画期間、事業内容、実施計画などを定めている。

（平成 21 年度からは、「下水道総合地震対策事業」）

●下水道使用料

下水道の維持管理費などの経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する使用料。

●下水道台帳

下水道法で、その作成と保管が義務付けられている管路施設、ポンプ施設、処理場施設の位置、構造、仕様および設置時期などを記載した台帳。

●下水道の日

下水道の役割や、下水道整備の重要性などについて理解と関心を深めることを目的とした記念日。毎年、下水道について国民の理解と協力を得ることを目的として、全国各地で様々なイベントが開催されている。

●広域化・共同化計画

人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来などの汚水処理施設の事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進するための計画。

●公営企業

上水道その他の給水事業、下水道事業、電気事業、ガス事業、軌道事業、自動車運送事業、船舶その他の運送事業その他地方公共団体が企業として経営する事業である（地方財政法第5条第1項）。

●公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のものをいう（下水道法第2条第3号）。

●公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域、およびこれに接続する公共溝きよ、かんがい（灌漑）用水路、その他公共の用に供される水路」と規定されている。

●更新

老朽化した施設や設備の機能を回復させるため、標準的な耐用年数に達した対象施設について再建設あるいは取り替えを行うこと。

●洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載したマップ。

●高度処理

下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物質は浮遊物、有機物、栄養塩類、その他があり、各々の除去対象物質に対して様々な処理方式が存在する。

【さ行】

●事業計画（事業認可）

公共下水道または流域下水道を管理する者は、これを設置しようとするときには、下水道法の規定により予め5～7年の間で実施する予定の施設の配置等を定めた事業計画を策定し、国土交通大臣または都道府県知事への協議が必要となる。平成27年5月の下水道法の改正に伴い、今後の下水道の維持管理を適切なものとするため、事業計画等で施設の点検の頻度・方法を示すとともに、施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針等を示すこととされている。また、都市計画事業として施行する場合には、都市計画法の規定による認可が必要である。

●資本費

事業の管理運営に要する経費で、維持管理費に対する用語。減価償却費、企業債支払利息、資産減耗費などが含まれる。

●修繕

施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替えなどにより修復すること。

●受益者負担金

公共事業の実施により利益を受ける者に対して、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担させるもの。

●処理分区

予定処理区域を処理場系統別に分割したものを処理区といい、その処理区の一つの汚水幹線が受け持つ区域を処理分区という。

●新下水道ビジョン

国内外の社会情勢の変化等を踏まえ、下水道の使命、長期ビジョン、及び長期ビジョンを実現するため、下水道関係者に対して10年程度で取組むべき中期目標を掲げている。国土交通省が平成26年度に策定。

●新下水道ビジョン加速戦略

新下水道ビジョン策定から約3年が経過し、人口減少等に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化など新下水道ビジョン策定時に掲げた課題は一層進行し、より深刻度を増している。このような社会情勢の変化を受けた新下水道ビジョンを加速させる戦略。

●新世代下水道支援事業制度

下水道の役割として良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等を積極的に対応することを目的とした制度で、水環境創造事業、機能高度化促進事業の2事業から構成される。

●親水機能

水辺空間が持つ人々が水に親しむ機能。

●水洗化率

下水道が利用できる人口に対する、実際に下水道に接続した人口の比率。

●ストックマネジメント計画

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化する計画。

●生活雑排水

一般家庭などからでるし尿以外の排水のことで、台所、洗濯、風呂などからでる排水。

【た行】

●耐用年数

固定資産がその本来の用途に使用できると思われる推定年数をいう。

●地下水涵養

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が補給されること。

●地球温暖化

人間の活動により二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に蓄積することにより生じる、気温の上昇や降水量の変化などの気象変化。

●地方債

地方公共団体が資金調達のために借入れることによる債務で、その償還が一会計年度を越えて行われるものをいう。

●長期総合計画

市の最上位の計画であり、まちの将来像やまちづくりの方向性を示すとともに、それを実現するための様々な政策、施策などを定める計画。

●長寿命化

適切な管理を行うとともに、更生工法あるいは部分取り替えなどにより既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与すること。

●都市計画道路

都市計画法に基づいてルート、位置、幅員などが決められた道路。

●都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、市町村が長期的な視点にたって定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村レベルの具体的な都市計画に対して基本的な方向性を示す役割を担うもので、市町村が定める都市計画の基本的な指針となるもの。

●土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更および公共施設の新設又は変更に関する事業。

【は行】

●排水区

排水区域を排水系統別に分割した区域をいう。

●排水分区

流域下水道区域（排水区）を排水系統別に分割した区域をいう。

●BOD

生物化学的酸素要求量の略称。溶存酸素の存在のもとで、有機物が生物学的に分解され安定化するために要する酸素量をいう。水の汚濁状態を表す指標の一つである。

●BCP

事業継続計画の略称。災害発生時に適切な業務執行を行うことを目的とし、実践的な災害対応の手順を表したもの。下水道においても BCP を策定することによって、大規模地震時にも速やかに且つ可能な限り高いレベルで施設機能の維持・回復が可能となる。

●伏越し

管渠が河川や運河、軌道、道路などの大きな支障物と交差しなければならない場合、その敷設レベルをこれらの底部以下にまで下げてU字形に横断すること。

●不明水

下水のうち有収汚水以外のものであり、地下水、直接浸入水などからなる。

●分流式下水道

汚水用管路と雨水用管路の2つを埋設し、汚水は下水処理施設へ、雨水は川や海に直接放流する方式。

【ま行】

●マンホールポンプ

マンホール内に設置した水中ポンプにより揚水して排除する施設。

●水再生センター

終末処理場に対する東京都の呼称。下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設およびこれを補完する施設をいう。

【や行】

●湧水

地下水が地表に自然に出てきたもののこと。

【ら行】

●ライフサイクルコスト

ある施設における初期建設コストと、その後の維持管理更新費用などを含めた総費用のこと。

●流域関連公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するもの。

●流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなる。事業主体は原則として都道府県である。

●流域別下水道整備総合計画

下水道法第 2 条の 2 に基づき、公共用水域の環境基準を達成維持するために都道府県が定める計画。個別の下水道計画の上位計画となるもので、水利用計画、河川計画などの関係機関と調整し、関係自治体の意見を聞いて計画案を策定し、国土交通大臣の承認を受けることとされている。

3.東久留米市公共下水道プラン策定経緯

公共下水道プランの策定にあたっては、様々な観点での議論が必要とされることから、「東久留米市公共下水道プラン策定委員会」を設置して検討を進めました。

委員会	日 時	検 討 内 容 等
第 1 回	令和元年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東久留米市公共下水道プラン策定委員会の設置について ・ 今後の進め方等について
第 2 回	令和 2 年 6 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前期プランの事業進捗 ・ 下水道事業における現状と課題 ・ 目指すべき将来像の検討
第 3 回	令和 2 年 10 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画名称について ・ 前回からの主な修正点について ・ 施策の抽出内容について ・ 経営戦略について
第 4 回	令和 2 年 11 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念について ・ 前回からの主な修正点について ・ パブリックコメント及び今後のスケジュールについて
	令和 2 年 12 月 16 日 ～令和 3 年 1 月 5 日	パブリックコメントの実施
	令和 3 年 1 月 12 日	パブリックコメントにおける意見の公表
第 5 回	令和 3 年 1 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について（報告） ・ 製本のデザインについて ・ 今後のスケジュールについて
	令和 3 年 2 月	東久留米市公共下水道プラン 策定

4.東久留米市公共下水道プラン策定委員会 設置要綱

(設置)

第1 東久留米市の下水道事業の指針となる東久留米市公共下水道プランを策定するため、東久留米市公共下水道プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 下水道施設の整備に関する事項
- (2) 下水道施設の維持管理に関する事項
- (3) 下水道事業の財政に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には都市建設部長を、副委員長には都市建設部都市計画課長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、都市建設部施設建設課において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和元年12月4日から施行する。
- 2 この訓令は、第2の規定による市長への報告の日をもって、その効力を失う。

別表（第3關係）

職 名
都市建設部長
企画経営室企画調整課長
企画経営室財政課長
環境安全部環境政策課長
都市建設部都市計画課長
都市建設部道路計画課長
都市建設部管理課長

東久留米市公共下水道プラン-第2次-

令和3年2月

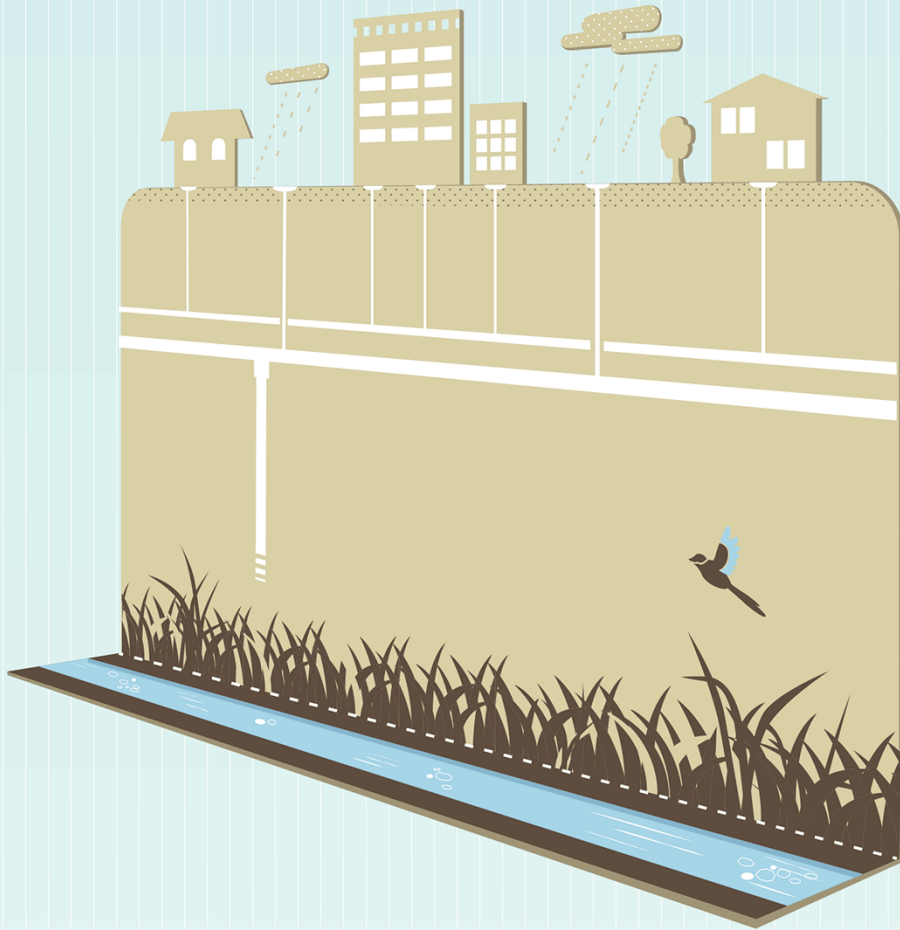
発行 東久留米市

編集 東久留米市施設建設課

〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話番号 042-470-7777 (代表) FAX 042-470-7809

E-mail shisetsukensetsu@city.higashikurume.lg.jp



 東久留米市